

## 第五章 兵村の制度と活動

### 第一節 屯田移住民到着後の諸給与

屯田移住に先立っては支度料・旅費・日当・駄賃・運搬賃等を屯田兵移住給与規則(別項)により支給されており、移住後においては同規則に従い家具・夜具・食器類・農具・扶助米・塩菜料等が支給されたのである。

#### 1 家屋給与

家屋は兵屋といい移住民が到着までに建築されており、小樽上陸後に「くじ引」によって入居家屋が決められたが、滝川屯田兵屋は一七坪半・江部乙屯田兵屋は一八坪の建坪であった。(前述)

兵屋の模様について「兵屋の柱は鉋を用いたものは少なく、敷物は野草の乾いたもので畳床をこしらえ、表はいわゆる琉球表の椽のない折返しのものであった。畳の上を歩くと歩く度に葎の殻が折れるような音がなつた有様であります。」と江部乙屯田岡本岩蔵が述べた記録がある。

また耐寒構造ではなく当時はストーブもなかったので、屋根上の

煙出しから雪が入りこむため、吹雪の夜は特に朝までに夜具の上を白くしたり、霜が降りたようになったという。このため煙出しを葎で少し塞ぐと家中が煙くなり、「目ぐされ」が続出する状態であった。窓も連子窓か障子戸でガラス窓がなく、冬には戸を閉め切った暗の中に生活するなどの不便さを免れないものがあつた。

このため寒さを防ぐには炉に一日中薪を絶やさないようにしたり夜具の上に衣類を掛け、頭の方にも被せて休む方法がとられた。兵屋は官給品であるため勝手に改増築ができないため、許可願を出して天井張りやガラス戸の窓を取付けたのである。

各隊の官舎取扱いは明治二十四年八月に規則改正があり、次のとおり。

#### 各部署各隊

官舎管理規則別冊之通改正候条此旨相達ス

但シ従前ノ達通牒等ニシテ本規則ニ矛盾スルモノハ廃止ト心得ベシ

明治

廿四年八月四日 屯田兵司令官 永山武四郎

別冊 各隊官舎管理規則

第一条 各隊所属ノ官舎ハ該隊長ニ於テ管理シ適宜保管委員ヲ定メ取締ヲナスベシ

第二条 各隊官舎ハ分チテ二等官舎三等官舎四等官舎ノ三種トス

但シ大隊本部附属官舎ハ隊長官舎副官舎軍吏官舎医官舎下士官舎ノ区分ヲシテ本文三種ノ外トス

第三条 官舎ノ貸与ハ該隊長之ヲ指定スヘシト雖モ隊中ノ繰替ヲ以テ相当以外ノ官舎(仮令ハ中隊長及相当官々舎ヲ小隊長及相当官ニ貸与スル等)ヲ貸与シタル場合ニ於テハ許可ヲ与ヘタル后、司令部へ届出置クヘシ

第四条 官舎障子ハ一ヶ年(秋冬)一回張替ヲナシ 畳ハ新規表ハ十二ヶ月ヲ保存シ十三ヶ月目ニ裏返シヲナシ尚十ヶ月保存シ二十二ヶ月ヲ以テ保定期限トス

但シ障子張替畳裏返表替共保定期限内ニ於テノ破損修繕ハ借受人ノ自弁ト

ス

第五條 襖ハ破損ノ時々修理スヘシト雖ドモ自己ノ不注意ヨリ生スル破損ハ自弁セシム

第六條 官舎ノ返納届出又ハ修繕ヲ願出タルトキハ隊長ノ定メタル保管委員立會検査ヲ遂ケ自償ニ関スルモノト官費ニ属スルモノヲ區別シ直チニ修理ノ取計ヲナスベシ

第七條 文官及雇員ニ貸与シタル官舎ハ外廻及ヒ雨漏リ又ハ天災ヨリ生スル破損ノ外ハ渾ヲ自費修理セシム

第八條 文官及雇員ニ貸与シタル官舎ハ相当ノ官舎税ヲ納メシメ其徴収方ハ毎月末陸軍省所管歳入収納取扱順序ニ抛リ当該出納官吏ニ於テ取扱フヘシ但シ貸与又ハ返納等ノ月ハ十五日前後ノ区分ヲ以テ徴収ス

(「旭川兵村中隊記録」旭川神社蔵)

兵屋に付随するものに井戸と風呂がある。これは各個に配置できなく、大体六戸共同使用とする設置であるが五戸あるいは八戸共同の場所もあった。

井戸は地下水の深浅により六尺長さの丸桶を何本かつないで土中に埋込み、所によっては孟宗竹を打ち込んだり、二寸板の角井戸もあった。水汲みは木製桶を縄で釣す「つるべ井戸」で、冬の寒さで縄が氷りとともに折れる場合があり、蔓を束ねて使われた。

また所によっては金気がひどかったり、水が枯れて小川や上水を使うことや雪も使われた。

風呂は木桶に釜付であるが共同使用のため、各戸が順番に当番を決め水汲みと焚付けをする。当初は風呂小屋もなく露天であったので、共同で小屋や囲みを使った。二十四年一月二十三日付第三中隊日誌に「風呂小屋ヲ設ケズシテ露天ニ於テ入浴スル者有之由右風俗ヲ乱スノミナラズ衛生上ニモ関スル事ナレバ風呂小屋ヲ設クル様各配

下ニモ敵達スヘシ」とある。これは屯田兵入植後半年の時に当たる。

## 2 家具器具給与

屯田入植後に家具類の給与が行われた。滝川屯田においては規則による給与物品を高畑利宜が本部へ荷物として搬送する請負が二十二年末に行われ準備され、入植当日は蒲団・鍋・桶・茶碗の日常生活用品を支給し、その後三、四日おきに農具などの器具類を本部において支給している。このほかに軍服などで夏服は八月に入って給与され、八月四日から新兵教育訓練が行われた。それまでの一カ月間は身の回り、家の回りの整備である(注 前記の志願者心得書及び屯田兵移住者心得を参照のこと)。

江部乙屯田においても同様に寝具・ヤカン・茶わん・オハチなどの日用品が先で鋸・唐鍬などの農具は後日の支給であった。また寝具は表・裏ともに浅黄木綿で、綿は綿種の沢山混った粗末なものであったと屯田兵の談話にある。

## 3 扶助米及び塩菜料等の給与

屯田兵は移住の当初において生活維持のため十分な米塩が支給されたのである。滝川屯田は三カ年で江部乙屯田は同額程度を五カ年間に延長されて支給された。

入植後五日間は炊出しがあり各戸から事業場などの炊出場へラッ

パの合図で三度三度鍋を提げて配給を受け、その後においては屯田兵移住給与規則（別掲）に基づく扶助米・塩菜料による各自調理が行われた。ただし、基準量より三割ほど控除して支給され、予備役時の凶作による困窮時に備えたので充分な量とはならず、重労働の開墾・伐採に家族ともども乏しい生活となり、粥や粟・麦がほとんどの毎日であったといわれる。

埋葬料給与・種子配給・医薬料などは給与規則に詳述されたとおりであり、扶助年限中は凡て官費であつてその後は自弁となつた。ただし病氣入院の場合はその者に対する扶助料、塩菜料は控除されたのである。

#### 4 土地給与

土地制度 屯田兵の保護政策の中でもっとも重要なのは土地給与である。土地給与は国家としては植民政策あるいは開拓政策として重要問題で、その取扱いの適否はただちに成績に影響する。

個人としても生活の根拠となるものであるから、土地問題が兵村存亡にまた個人の興隆に大きな影響を与えている。

土地は農業経営上の根本要素で、土地を離れて農業はなく土地制度を度外視して開拓殖民はあり得ないものである。

屯田兵に給与された土地は、屯田兵制度の土地区分では一部分を成すもので、これを分類すると次のとおりである。

##### イ 土地使用上の区分

- |    |      |   |
|----|------|---|
| 1  | 本部敷地 | 大隊本部・中隊本部も練兵場に接して便利のよい地を選定している。   |
| 2  | 官舎敷地 | 本部の近くの便利な地又は兵村の配置に応じ中隊ごとに適当な位置に配置している。  |
| 3  | 兵屋敷地 | 本部・官舎を中心にして配置されている。   |
| 4  | 学校敷地 | 練兵場に近く中隊の中央部に配置してある。  |
| 5  | 社寺敷地 | 兵村中央部に位置し、滝川では四丁目南の練兵場内、江部乙は十二丁目北の中隊幹部敷地内に配置された。  |
| 6  | 道路敷地 | 国道（上川道路）は幅十二間とし他の道路は幅八間として<br>いる。   |
| 7  | 練兵場  | 滝川兵村にあつては広い面積で一カ所九万坪ともう一カ所は十二万坪あり、江部乙兵村は狭く二万坪である。練兵場は兵員召集に便利な中央部に位置している。  |
| 8  | 射的場  | 練兵場に接する場とするのが普通である。江部乙については十三丁目東に一戸分五千坪をあてている。  |
| 9  | 農耕地  | 土地区画一戸分五千坪のうち一五〇坪が兵屋敷地で残りは耕地である。この四、八五〇坪の耕地を開墾した場合は追給地として滝川兵村では五千坪更に開墾終了して又五千坪と二回に分けて支給した。江部乙兵村では追給地として一万坪を支給した。この位置は兵員の希望地とした。 |
| 10 | 風防林地 | 風防を目的として林を残した敷地で、滝川兵村においては兵村内の両中隊境界である三丁目四丁目の中間を東西に走らせている。江部乙兵村は西側の石狩川を除き、滝川兵村境界と東側・北側に続いて兵村を囲んでいる。                             |
| 11 | 墓地   | 屯田墓地と称したもので、両兵村ともに約一万坪をとつて<br>いる。滝川兵村は東四丁目に一戸二〇坪を屯田兵屋配置と同様割当とし、江部乙兵村は東十二丁目を挟んだ約一万坪を両中隊墓地として置いた。                                 |

##### ロ 土地給与上の区分

- 1 給与地 これは一般給与令によって給与された土地。
- 2 追給地 給与令改正で追加給与された土地。

3 増給地 特別の規定により給与された土地。下士は普通屯田兵より五千坪増給されて二万坪であった。

ハ 土地所得上の区分

- 1 民有地 各兵員の所有する土地
- 2 共有地 一万五千坪に兵村戸数を乗じた面積を兵村に給与されたもので、墓地を含めた共有財産地である。
- 3 官有地 官舎敷地・練兵場・射的場など国有未開地を含めた土地である。

以上三種のほか「番外地」というものがあつた。兵村に近く北海道庁殖民区画地として市街地割としている。現在の滝川市街がこれにあたるもので、兵村に入用な各種の物資販売をする商人を居住させたものである。

### 5 土地区画と給与地

土地給与に当たる区画割は兵村の機能と農耕を加味したもので、屯田兵創設時は密居制兵屋を採用し、一戸五、〇〇〇坪給与とした。

これは開拓顧問ケプロンが日本国内の農家経営地積調査の結果と人体による営農地積とを参酌したものといわれる。

その後、北海道の営農経過により明治十一年二月より一戸一万坪となり、明治二十三年九月以降は一万五、〇〇〇坪となったものである。

したがって滝川屯田では当初一万坪給与時に設置された兵村であつて区画五、〇〇〇坪の疎居制兵村にあつて、五、〇〇〇坪を開墾した者には追給地五、〇〇〇坪を支給することになり、この

開墾終了時には当然土地給与規則の改正もありさらに五、〇〇〇坪の追給と三方所に分散してしまつたのである。

元屯田歩兵第二大隊第三中隊 南滝川兵村給与地配当調  
官用地々積調  
合地積二万八千二百六十九坪五合

受領年月	地名	素地目	種目	番号	地積	隊号
明治二十三年十月	石狩国空知郡滝川村字	樹林地	一の阪官舎敷地	七五〇〇	七五〇〇	第二大隊第三中隊
明治二十四年七月	同	同	射的場地	式号 三六〇〇〇	三六〇〇〇	同
同	同	原野地	練兵場敷地	参号 一六九九〇	一六九九〇	同

屯田歩兵第二大隊第三中隊給与地配当調  
合地積 参百参拾参万七千式百拾式坪五合

給与年月	服役満期年月	地名	素地目	目的	地番号	地積	住居地	官姓名
明治二十三年七月二日	明治三十四年七月	石狩国空知郡滝川村字	樹林地	宅地	二番地	一五〇	一番地	兵卒 小川喜代次
同	同	同	同	耕地	同	四、八〇〇	同	同

〔北大北方資料室蔵〕

これに対し江部乙兵村にあつては給与地五、〇〇〇坪開墾後の追給地は一万坪であつて、滝川兵村より農耕上効率が高いことは当然であつた。したがつて道内兵村の土地給与状況は異なつてゐる。

屯田最初の琴似村では共同開墾して土地を分配し、各戸二五〇坪を与えた。翌年はまた二五〇坪を与える方式をとつた。

次の篠路・新琴似は四、〇〇〇坪給与、追給地六、〇〇〇坪、次に五、〇〇〇坪としている。滝川・上川は五、〇〇〇坪を三回に与

え、茶志内・高志内は最初に一万坪、次に五、〇〇〇坪を与えており、美唄は初めから一万五、〇〇〇坪を与えている。

この給与結果をみるに道庁編産業調査報告書(大正十三年十月)に次のとおり記されている。

屯田兵村ノ区画

屯田兵村ノ区画ハ密居制ニ依リタルモノナレドモ其一戸ノ地積ヲ五町歩トナシタルハ其軌ヲ一ニス 然ルニ其五町歩ヲ二ヶ処乃至三ヶ処ニ於テ給与シタルモノアリ 宅地ハ五千坪(一町六反)トシ追給地トシテ一万坪(三町三反歩)ノ土地ヲ給与セルアリ 或ハ五千坪ツツ三ヶ処ニ於テ給与シタルアリ 滝川村ノ兵村ノ如キハ即チ是レニシテ該村ニ於ケル屯田兵村ノ農業経営ノ振ハサルハ全ク玆ニ帰因スト云フモノアリ

何ントナレハ一町六反歩ノ土地ヲ耕作スルモノ一家ノ経済ヲ立ツルコト能ハス而シテ五千坪ツツノ給与地ニ通ヒテ耕作スルハ往復二時間ヲ費シ耕耘播種收穫ニ不便ナルガ為メ自然農業ニ怠ルニ至リ遂ニ其土地ヲ荒蕪ニ帰セシム 然ルニ一万坪ノ土地ヲ給与セラレタル処ニ在テハ往々其処ニ転住スルアリ 是レ三町六反歩ノ土地ヲ集約ニ経営スルトキハ一家ノ経済ヲ立テ得ルニ由ルト云フ 故ニ屯田兵村ノ農家ハ皆殖民区画地ノ利ヲ説カサルハナシ 又沼貝村ノ峰延屯田兵村ニ在リテハ間口三十間奥行五百間即チ一万五千坪(五町歩)ノ土地ヲ給与セリ 土地ヲ二ヶ処若クハ三ヶ処ニ分割シテ給与シタルモノニ比スレバ其農業経営上利便ナリト雖モ余リ細長ニ失シ不便ヲ感スルコト多シト 又タ北見国野付牛及湧別屯田兵村ニ在リテハ其区画ノ制 全ク他ト異ニシテ一部落ヲ六十四戸乃至六十五戸トナシ宅地トシテ六反歩(一千八百坪)間口三十間奥行六十間ヲ給与シ追給地畑地(四町四反歩)ヲ給与セリ此追給地ハ宅地ヲ距ルコト最モ遠キモノニシテ約一里ナリト云フ(以下略)

野付牛(現北見市)及び湧別では宅地から追給地に移転した者がこの当時に野付牛三一パーセント、上湧別南部二四パーセント、同北部は六四パーセントに達している。この中で上湧別南部が比較的移転が低いのは地理的・経済的に給与地が便利であったとされている。

土地区画と給与地について各兵村の地理的条件の方が給与方法よ

り重要な事はいうまでもないが、明治二十三年入植の滝川兵村と屯田兵村を比較するとまた大きな差が出たのである。

滝川兵村にあっては農耕上不便な三カ所の土地給与ではあったが温暖な石狩平野で肥沃な地味でもあったため収穫も比較的多く順調に進み、水田地帯として空知の穀倉地に変化した。

これに反し入植時に振分けられ太田村兵村に移住した者は、農耕に適さない地帯のため転業者が続出して、現在では酪農を主体とした農業である。

厚岸湾に近い太田村は毎年七、八月に濃霧に見舞われ、気温が低下して農作物の発育をさまたげ、農耕だけでは生計を維持できないために離農者が続出したのである。養蚕事業も失敗し空地を牧草地として牧畜主体に変化して現在に至ったのである。

## 6 土地の権利制限

屯田兵に給与された土地は、土地給与規則により移住の年から三十年間は土地の譲渡もしくは質入・書入を無効とされ、服役中及び満期の年から一〇年間は国税・地方税は免除された。

さらに明治三十四年四月の法律では給与の日から六年以内に登記し、また土地台帳に登録するときは、登記料も免除されたのである。

屯田兵村の公有財産の管理については明治三十七年に次のとおり公布があった。

四月十六日庁令第四十五号を以て屯田兵服役満期後の屯田兵村公有財産は其兵村所屬の北海道支庁長をして之を管理せしむ本令は発布の日より施行すと公布す。  
 △殖民公報明治三十七年△

しかし、これらの制限も屯田兵条例の廃止された明治三十九年からは適用されなくなり、普通法令の示す取扱いとなったのである。  
 屯田兵村への土地処分面積は全道屯田移住戸数七、三三七戸に対して、二億二、三九五万五、一四三坪、この内訳は給与地積として一億一、二〇九万九七〇坪、公有財産地積一億一、〇九一万五、七〇五坪、官用地としては一二五万九、四六七坪となっている。  
 このうち滝川での給与は次表のとおりである。

屯田兵戸数	給与地積	公有財産地積	官用地	合計
南滝川 三三	三、三三七、六六六坪	三、四七〇、〇六五坪	二六、八五〇坪	六、七三三、六〇一坪
北滝川 三八	三、三三三、三三三	三、〇五九、九一一	五、四四五	六、三九三、六六九
南江部乙 二〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、九六九、九六六	三〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
北江部乙 二〇〇	三、一〇一、六〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二九、四六〇	六、三三一、〇六〇

△明治四十四年三月五九号殖民公報△

注 前記の南滝川と給与地配当調第三中隊分とは若干の差はあるが大差なく、他の兵村土地給与も本表のとおりと理解できる。

屯田兵談話 滝川屯田兵棚井清太郎談 五町歩の土地を給さ

れ、これを開墾する農具として鋸二挺、斧一挺、唐鍬一挺、鉋一挺を支給されました。笹を刈り木を伐り笹地を耕したのですが、鋸については一番難儀をしました。当時戸主は本部の命令により一反歩毎に三〇坪繩を引張って几帳面にやれというものでした。

唐鍬は大きいのが刃先五寸位、小さい方は三寸五分位でしたが農

具はこれ以外にないのですから、腕の強い者は大きい方でその他は小さい鍬で一日かかってやっと三〇坪耕すというありさまでした。  
 そのうちこの宅地五、〇〇〇坪を早く拓いた者は第一・第二追給地どこでもよい所を申し出る、希望地をやるからというのでした。  
 家族の手の揃う者はどこ迄も先になり、よい所を貰えるのに反し手の揃わない者は後れ勝ちになりました。  
 それで宅地・第一・第二とも三カ所に散在しているのであり、それで今なお不便に困っているのであります。

江部乙屯田兵岩橋浅次談 私どもも木の繁茂した所に入り、五千坪を早く開けばよい所を呉れる、というので開拓には苦心もし努力も致しました。

私共には仕事上について指示がありました。兵屋並に入口道路、土橋等の方は差支のない程度にとどめ一切の労力を開墾と播種に従事し、土地の成功を見た上で道路の開設をせよとか、木の伐採仕方、処理方法等まで指示されました。

労働の仕方についても嚴重で朝の暗い中から晩は星の出るまで働きました。アカダモの直径三尺から五尺もあるのを伐る時は官給の鋸なんかで逆も倒すことができませんので、大きな鋸を買って来て二人挽でやりました。伐採した樹は六尺位に切り一カ所に集めておきました。

播付は一町も二町も同じものを播きました。菜種でもバラ播きをしましたがよくできました。

滝川屯田兵酒井利太郎談 当時二〇歳の私としてはまったく無謀のようですが、両親に励まされ妹二人に慰められて、給与された兵屋の整備に不毛の宅地の開墾に精魂を打込んだ。昼は教練に努め夜は両親・妹と立木の伐採に焼却に夢中になって働きつづけたもので、現代の人にはとうてい想像もできない辛苦艱難を続けた。(中略)

当時番外地方面には今の㊤金物店のところに㊦呉服店の粗末な出張店があるだけで、また諸所に木の皮葺の小屋が点々とあるだけで人の住家らしいものは入地当時見受けられなかった。ただ屯田と番外地の区画割だけしかなく、番外地に出るのはちょうど他国に旅立するように思われたもので、それほど道が悪く淋しい心細い思いをしたものだ。屯田と番外地との行来を仕始めたのは秋の末ごろからその頃には粗末ながら家らしい建物がボツボツできたように思う。

とにかく給与された宅地の開墾と教練とが唯一の使命であるからこれにひたすら専念力行したのでまったく若さと熱とで無我夢中で働き抜いたものだ。その中に給与された宅地を拓き終れば追給地をさらに給与すること、欲と若気の負じ魂でさきの計画も見透しもなくやたらに働き通した。

明治二十九年東裡地帯が第一次追給地として給与され、次いで第二次追給地として明神通り以北も給与されたので、西三丁目の宅地を人手に渡して現住地の追給地五、〇〇〇坪と地続きの五、〇〇〇坪を一〇〇円で買受けて、地味の良好と便利な点を考慮して引越した。(以下略)

〔昭和三十四年十二月当時八〇歳滝川市史〕

## 第二節 兵村の自営的諸制度と組織

屯田兵は普通兵士と異なり、一定の給与家屋に家族平均四・五人と起臥し、土地区画制度によって土地給与がなされ、兵屋二〇〇から二四〇戸をもって一中隊、すなわち一兵村を編成し、兵としての練兵及び未開地の開墾に従事したのである。

これらの兵村組織構成は屯田兵制度のもとに中心機関としての屯田司令部に属した。

### 1 中心機関

屯田兵創設の当初は開拓使内に屯田事務局が設けられ、黒田開拓次官が屯田事務総理を兼ね、大佐を以て局長とし、これに属する官吏を準陸軍武官として事務に当たらせた。

明治十五年、屯田兵制度は独立して陸軍卿に直属、同十八年には屯田兵事務局を屯田兵本部と改称、同二十二年七月屯田兵司令部と改称した。

屯田司令官は天皇に直属して師団長と同格となりその職務は次の

- 1 屯田兵を総率し軍事に関する諸件を総理する。
- 2 屯田兵の出師準備を整理し部下軍隊の練成に就き責任を有する
- 3 屯田兵の徵募補充並に開墾耕助のことを掌る
- 4 北海道の防備平安維持を図る
- 5 軍隊及移住給与に関する屯田兵監督部長を指揮する

を主体としたものである。

屯田監督部は屯田兵会計事務を行うが、事務長は陸軍大臣に属し会計検査を受けた。

明治二十九年五月、北海道に第七師団が置かれ、屯田司令部は廃止されたが屯田兵は特殊の兵員としてこれに属したのである。

## 2 地方機関

中心機関に対し兵村内の組織機構は地方機関に当たるもので、兵村村治者及び自治機関とに区分することができる。

屯田兵村村治者 兵村の中隊本部には司令部から派遣された幹部がおり軍事教育、農耕の指導を行い、兵村村治上の事務一切を掌っていた。

屯田兵の服役期間は現役・予備役・後備役を通じ二〇年と定まり現役・予備役が中隊長の統轄下にあり、後備役に入ると中隊長以下引き上げて屯田兵員の中から任命された屯田兵監視が村治者となる。

軍隊上の村治については滝川屯田が現役三年、予備役四年で中隊本部で事務を司ったのは明治三十年六月までとなり、江部乙屯田は現役七年（予備役なし）で同三十四年四月までとなる。

中隊本部の組織については前述「屯田兵氏名及び編制」のとおり中隊長以下幹部であるが、このほかに各中隊に給養班長を置き各班の監督に充てたのである。

中隊長の職務は①中隊内部下の指導②勤怠能否の監視③兵員教育

### 第五章 兵村の制度と活動

④屯田兵及び家族の身分上の事柄を取り締るなど中隊内の自治上の権限も有しており、軍事上の中隊長のみならず一村の統治者であった。さらにこの職務遂行に当たって部下に職務を分担させたのである。

- (一) 小隊長及び左翼士官は軍事指導を掌り兵員教育の任に当たること
  - (二) 特務曹長及び曹長は兵籍及び戸籍関係の監督、勤務の担当割当てあるいは農事の指導をなし、その勤怠能否の監督に当たること
  - (三) 軍曹は給与に関する一切の事務を掌ること
  - (四) 軍医は兵員及び家族に関する医事を担当すること
  - (五) 各班長は班内における一切の事を監督する責任を有し、給与事務の伝達、兵員家族の起居動作、作業の指導監督、班内の風紀秩序の維持に任ずること
- などであるが、中隊長は各屋を監視して掃除、整頓、規律を点検に巡視し、家屋内は兵営内同様に入出入して厳格な検査をした。
- さきの中隊内職務については明治二十四年一月一日付中隊内務細則を定めており、その概旨として「中隊細則ハ屯田兵服務規則大隊内務規定書中明文ナキ者ニ就キ現役中中隊附諸官ノ責任ヲ規定シ以テ規律ノ厳行庶務ノ整理ヲ期スルニアリ其軍紀風紀服従礼讓等ノ静肅厳正ニ就テハ中隊附諸官一般其責ニ任スルモノトス是レ軍隊特有ノ性能ナレハナリ」と述べている。
- 滝川における中隊本部は前記職務に当たってさらに用務区分がある。

#### 中隊本部

##### 区隊長

1 中隊を四区隊とし中少尉を以て長とする

2 区隊長は半区隊長を助手とし、区隊内の事に関し中隊長に対し担保の責に任ず

3 軍紀法令規則の実行庶務の整頓等



与品、同物品の陳列状況を服務規則附図により検査したのである。

歴代中隊長及び幹部

第三中隊長（滝川南兵村）

初代 大尉 梶 左門 (22・12・27)  
 代理 菊地 直人  
 二代 大尉 吉田 清憲  
 三代 大尉 友田 正 (26・10・17)  
 代理 難波田憲欽  
 四代 大尉 平井 正道 (30・1・16)  
 (30・3・31)

第四中隊長（滝川北兵村）

初代 大尉 山梶 俊信 (23・5・21)  
 二代 大尉 星 願造 (24・11・20)  
 (29・4・24)  
 三代 大尉 藤本 專作 (29・4・24)  
 (30・3・31)

注 大隊日誌及び市町村史を参考とするも未確認である。

第五中隊長（江部乙南兵村）

初代 大尉 大島 幸衛  
 二代 大尉 大岡 勝重  
 三代 大尉 伊知地四郎兵衛

第五中隊幹部（初期別掲・中隊偏制項）

小隊長中尉 中村 躰  
 同 右 三上 慶重  
 同 右 関 幸太郎  
 同 少尉 矢田 量平  
 同 右 海江田信哉  
 下士 特務 西願 忠明  
 曹長 橋口 年松  
 同 右 武田 信孝  
 同 右 瀬川与惣三郎

第六中隊長（江部乙北兵村）

初代 大尉 酒出 季由  
 二代 大尉 藤本 專作

第六中隊幹部（初期別掲）

小隊長中尉 上杉 憲一  
 同 右 新井松四郎  
 同 右 野沢 与七  
 同 少尉 富田 貞憲  
 同 少尉 松村 貞行  
 下士 特務 辻 福松  
 曹長 河野 土松  
 同 右 曹長 江口團四郎  
 同 右 小林喜太郎

注 江部乙町史による。

なお、各給養班長については中隊を八班に分け下士軍曹及び相当の者を充てている。第三中隊記録には予備役に入って二十六年十月に一〇班編成もある。

第五章 兵村の制度と活動

3 地方最高機関の大隊本部

屯田兵村は中隊長を中心に統一されていたが、中隊を二箇ないし四箇を以て一大隊が形成され、各中隊の統率が図られていた。

大隊には大隊本部を置き、中央機関から大隊長が派遣されたが、少佐を以てこの任にあて、各隊の勤怠・能否を監理監視し、開墾授産等の指導に当たる地方最高機関であった。

滝川における屯田兵村は明治二十二年十二月三十日第五大隊第一中隊が設置されたが、第五大隊本部は同二十三年六月二十三日に第一中隊内に仮に置き、同二十五日開庁した。

これに先だち同年五月二十日付を以て第三大隊長陸軍屯田兵少佐野崎貞次が第五大隊長に任命された。

同年六月二十八日に第五大隊第二中隊を設置し、七月上旬に移住民の入植完了を以て、第一中隊二二二戸、第二中隊二一八戸の編成となった。

明治二十四年四月一日屯田兵配備表の改正により第二大隊と改称され、滝川の第一・第二中隊は第三・第四中隊に改称となった。

第二大隊の第一・第二中隊は元第三大隊の江別・篠津が充てられたが、大隊本部は滝川兵村内に置かれた。

明治二十七年四月一日滝川村字ヌーベオツに第五・第六中隊が設置され、五月十八日に入隊式が行われた。

大隊本部機構は大隊長の下に副官・下副官・書記・武器係・喇叭



元第二大隊長  
佐藤当可



元第二大隊長  
吉田清憲



元第一中隊長  
大岡勝重



元第二中隊長  
藤本専作

長の職務を置いていた。

副官

大隊歴史、命令録、諸達録、枢密日記、本部附下士考科表、出師準備書等の整理、下副官、書記担当の諸帳簿の監督、本部附下士の指導

下副官

本部附第二種兵籍、将校下士戦時名簿、処罰録、諸表面学術表、諸要書綴、送達録などの整理、建物の修繕許可、守衛兵の割当、本部日報週報などの整理  
図書原簿、日記、将校勤



元第一中隊付将校  
川上親興



元第一中隊付将校  
矢田量平

怠録、稟請簿、通報録、受領簿申進録、伺録、物品予約帳、文書往復などの事務

武器係 武器・弾薬の出納・保存管理  
喇叭長 喇叭卒の教育、喇叭奏の検査

大隊長はこれらの監視により大隊の軍紀、風紀、訓練教育、内務服装、衛生、会計経理及び拓地授産など百般の事務を総理した。

このため年に一回細密検査と武装検査を行っている。武装検査はその時々到大隊長から検査方法や服装を指示し、検査終了後に分列式を行い、検査結果は隊の将校に可否を告示した。

細密検査は武器、馬具、工具、農具、被服、諸物品の清潔や修理状況、給与地事業場の耕稼進歩等に至る細かな点まで検査するものであった。



元第二中隊付将校  
名越源五郎



元第二中隊付軍医  
堀江頼信



元第二中隊付将校  
徳江重隆



元第二中隊付将校  
新井松四郎

歴代の大隊長は次のとおりである。

初代	少佐 野崎 貞次	明治二三年	五月二〇日任命
二代心得大尉	吉田 清憲	〃二五・二・二二	〃
	少佐 同	〃二六・一一・一	〃
三代	少佐 菊地 節藏	〃二七・一・二六	〃
四代心得大尉	佐藤 当可	〃二八・七・二三	〃
	少佐 同	〃二八・七・二九	〃
	同 右	〃三三・一〇・三一	退任

江部乙第五・第六中隊は明治二十八年六月二十日第二大隊第一・第二中隊と改称されたが、第二大隊は明治三十四年三月三十一日をもって、江部乙兵村第一・第二中隊は現役満了となり、後備役に編入されたので大隊本部は解散したのである。

#### 4 自治機関

屯田兵村は軍事上の機関によって統一され、中隊としての機能を以って組織されていたが、また兵村とし各々自治機関を設けて補助的な役割を果していた。

兵村会（北海道拓殖要覧） 兵村会は明治二十一年十月に初めて制定された。兵村内での重要な会合であつて、その後二・三の改正があつたが、だいたい次のようなものであつた。

##### (一) 会の職権及び議決事項

- 1 学校維持の方法に関する事
- 2 土木に関する事
- 3 備荒に関する事
- 4 農事改良に関する事

#### 第五章 兵村の制度と活動

5 兵村内家族相互扶助奨励の方法に関する事

6 衛生に関する事

7 公有財産に関する事

8 兵村にかかる費用の予算および収支決算に関する事

このように兵村の社会上・経済上・行政上の各種の施設の方策について協議決定する権能をもつていた。ただし、その議決事項は地方行政及び軍事に抵触することはできないとされた拘束はあつた。

##### (二) 兵村会員

兵村会員は一定の選挙区を定め、そのうちからおよそ一〇人に一人の割合をもつて兵村会員を選出した。

##### (三) 兵村会会長

会長は当初中隊長を会長としたが、このようなことは会の性質上不利不便が少なくなかつたので、明治二十五年以後は会員中から三名を互選し、さらにその中から中隊長が一名を選任した。

兵村諮問会 明治二十三年十月に兵村諮問会を現役兵村に置くことが制定され、移住後の新兵村にあつては兵村会組織と諮問会を設置することになつていた。

諮問会開設ノ義ニ付上申

当中隊小学校ニ於テ本月十三日ヨリ諮問会開設別紙十二件諮問致度此段上申候也

明治二十四年一月十日

##### 別紙 諮問案

- |            |          |              |
|------------|----------|--------------|
| 一 兵村風俗矯正法  | 一 学校維持法  | 一 勤勉節儉法      |
| 一 事業場維持法   | 一 備荒貯蓄法  | 一 開墾耕稼ノ事業改良法 |
| 一 道路橋梁溝渠ノ件 | 一 兵村内衛生法 | 一 災害急救法      |
| 一 食物改良法    | 一 樹木保存法  |              |

第四編 屯田兵制

一 諮問会及び兵村会ノ諸入費支弁方ノ件

進第一号 諮問案ノ義ニ付上申

風俗矯正法外十一件諮問候処別冊ノ通り意見有之候ニ付適當ト認定候条四月一日ヨリ施行致度此段上申候也

明治二十四年一月二十八日

三上第三号 諮問会開設之儀ニ付上申

当中隊小学校ニ於テ本月二十五日ヨリ諮問会開設別紙八件諮問致度此段上申候也

明治二十五年一月二十日

第二天隊長 野崎 貞次殿  
別紙 諮問案

第三中隊長 吉田 清憲

- 一 公有財産ニ関スル件
- 二 学校維持ニ関スル件
- 三 勤勉貯蓄ニ関スル件
- 四 災害急救法ニ関スル件
- 五 貯金方法ニ関スル件
- 六 番外地収入金ニ関スル件
- 七 中隊共有土地ニ関スル件
- 八 授業場維持に関する件

三上第三号 諮問案ノ儀ニ付上申

公有財産ニ関スル件外七件諮問候処別冊ノ通り意見有之候ニ付適當ト認定候条二月一日ヨリ施行致度此段上申候也

明治二十五年一月二十八日

第二天隊長 野崎 貞次殿

第三中隊長 吉田 清憲

諮問会の規定によれば会長は中隊長が任命するようになっていたが、滝川では中隊長自身がこの任に当たっていた。

会員は、中隊長が適当な数を定めて兵員から互選していた。

会の機能は各施設に対する方策に関して協議し、決定した事項を中隊長に答申するのであって、ただちに実行する性能は持っていない

かった。協議事項は社会・経済・行政上の各施設に関するものであって、軌範として地方行政及び軍事に抵触することができなかつた。主な取扱い事項は次のようなものである。

- 1 共有財産に関する事
- 2 学校維持に関する事
- 3 農業奨励および改良に関する事
- 4 勤儉貯蓄および兵村公共事業に関する事
- 5 災害互救に関する事
- 6 兵村に要する費用の予算ならびに収支決算に関する事

などで南北の兵村中隊ごとに設けられ、江部乙兵村も同様であるが南北共通の各種事業が行われた関係上、連合諮問会も開かれた。

兵村諮問会規則（兵村諮問会規則ヲ定ム、明治二十八年七月十九日）

第一条 諮問会ハ兵村公共（公共財産ヲ除ク）ノ事項ヲ諮問スル為メ現役中毎兵村ニ之ヲ置ク

第二条 諮問会ハ中隊長之ヲ開キ大隊長之ヲ監督ス

第三条 諮問会可キ事項ハ概テ次ノ如シ

- （一）共有財産ニ関スル事 （二）学校維持ニ関スル事 （三）農業奨励及改良ニ関スル事 （四）勤儉貯蓄及兵村公共事項ニ関スル事 （五）災害互相方法ニ関スル事 （六）兵村ニ係ル費用ノ予算並取支決算ニ関スル事

第四条 諮問会ハ必要ノ場合ニ於テ之ヲ開クモノトス

第五条 中隊長諮問セシ事項ノ結果ヲ施行セントストキハ大隊長ノ認可ヲ得

テ本会役員ヲシテ実施セシム

第六条 大隊長前条ノ認可ヲ与ヘントキハ之ヲ司令官ニ報告ス

第七条 諮問会ニ係ル諸費用ハ総テ兵村ノ負担トス

第八条 諮問会ノ役員ハ屯田兵中ヨリ中隊長適宜ノ数ヲ定メ互選セシムルモノトス

第九条 諮問会ニ次ノ役員ヲ置ク

会長、常置委員、監査役

第十条 会長ハ中隊長之ヲ指名シ常置委員監査役ハ會員ノ選挙トス

第十一条 會員ハ中隊長ノ認可ヲ得テ兵村内ヨリ書記二名以内ヲ使用シ若干ノ手当ヲ給スルコトヲ得

第十二条 會員ハ一年毎ニ凡テ全数ノ半数ヲ交換スルモノトス

第十三条 常置委員及監査役ハ會員交換毎ニ互選セシム 但再選スルコトヲ得

第十四条 會員ハ止ムヲ得ザル事故アルニアラザレバ辭職スルコトヲ得ズ

第十五条 開会ノ場所及其時日ハ中隊長之ヲ定メ大隊長ニ報告ス

第十六条 監査役ハ毎年一回収支ノ検査ヲナシ其整否ヲ証明ス又中隊長ノ認可ヲ得テ臨時検査ヲ為スヲ得

前項ノ検査ノ結果ハ之ヲ中隊長ニ報告スルモノトス

第十七条 会長及常置委員ハ中隊長ノ命ヲ奉ジ諮問案ヲ調製シ同官ニ呈シ認可ノ上會員ニ配付シ常置委員其説明に任ズ

第十八条 中隊長ハ本会役員ヲシテ毎年一回會員ニ對シ事業及決算ノ報告ヲナサンム

第十九条 ニケ以上ノ兵村ニ関スル事故ヲ諮問セントスルトキハ中隊長ハ大隊長ノ認可ヲ得テ連合諮問会ヲ開クコトヲ得

第二十条 連合諮問会ノ會員ハ各兵村諮問会會員ヲ以テ之ニ充テ其會員ハ各兵村諮問会長ノ内ニ就テ大隊長之ヲ指名ス

第二十一条 騎砲工隊ニ在テハ本則ニ準ズルモノトス

## 5 後備役中の村治者

一般の兵村には後備役兵村となつて、明治二十九年六月制定の後備役兵村会を設ける。滝川屯田は明治三十年後備役に編入されたが、後備役兵村では兵村監視を置き、今までの中隊長の職務を遂行した。

兵村監視の職掌及び権限は監視規則に明らかになつており、現役中隊のように厳格でなかつたが、兵村内でのすべての社会的、経済



西川民之助



江口団四郎

の事務をつかさどつた。また財産管理として公有財産取扱委員会という組織があつた。

滝川兵村監視は

第三中隊 特務曹長 西川民之助

第四中隊 〃 岡村幸太郎

であつた。江部乙兵村について

は明治三十四年四月から後備役に入つた。

第一中隊兵村監視 武田 信孝

第二中隊兵村監視 江口団四郎

となつてゐる。江部乙兵村ではこれ以前の兵村会から組合会と称し屯田兵廃止後もこの組合会制度を存続させ、大正十五年ごろ解散した。

南兵村組合会長名(順序不同)

岡藤藤太郎、竹村二一、小川邦一、三沢貫之助、岩橋浅次、平尾伊織

北兵村組合会長名(順序不同)

横林吟蔵、横田定太郎、高井忠太郎、山口秀松、江口団四郎、岡本岩蔵、岩

佐駒蔵、石川栄太郎、埴渕平八

屯田後備役兵村及び下士卒監視規則

第一条 屯田後備役各兵村ニ兵村監視ヲ置キ其ノ兵村ノ開墾耕稼ニ関スル事務及ビ下士卒ノ服務ニ係ル事務ヲ取扱ハシム

兵村監視ハ後備役屯田兵各科曹長ヲ以テ之レニ充ツ其ノ身分取扱ハ召集中ノ者ニ同シ

第二条 兵村監視ノ職掌開墾耕稼ニ係ハルモノハ師団長、下士卒卒ニ係ルモノハ連隊区司令官ニ隸ス

第四編 屯田兵制

第三条 兵村監視ハ兵村ノ下士卒動作及開墾耕稼ニ関スル事ヲ監視シ、師団長

ノ命令ヲ伝達シ又下士卒以下異動其他願届ニ関スル事ヲ取扱ヒ連隊区司令官ニ報告ス

第四条 屯田後備役下士卒三日以上十三日以下旅行セントスルトキハ兵村監視ノ承認ヲ受ケタル後其出発時日ヲ届出テ帰村シタル時ハ三日以内ニ兵村監視ニ届出ツヘシ

第五条 屯田後備役下士卒十四日以上旅行或ハ寄留セントスルトキハ召集ノ命アルトキ之レヲ通報スベキ者(成年以上ノ男子ニ限ル)ヲ定メ兵村監視ヲ經テ連隊区司令官ニ願出許可ヲ受ケタル後、其出発時日ヲ兵村監視ニ届出デ帰村シタルトキハ十四日以内ニ兵村監視ニ届出ツヘシ其寄留替ヲ為サントスルトキ亦本条ニヨリ許可ヲ受ク可シ

第六条 屯田後備役下士卒戸籍上異動ヲ生シタルトキハ十四日以内ニ兵村監視ニ届出ツヘシ

第七条 屯田後備役下士卒ニシテ止ムヲ得サル事故アリ、勤務演習召集ノ猶子若クハ簡閲点呼ノ免除ヲ願ハント欲スルトキハ其願書ニ近隣戸主ニ名ノ証明ヲ受ケ兵村監視ヲ經テ連隊区司令官ニ願出ツヘシ

第八条 屯田後備役下士卒ヲ文官ニ採用セントスルトキハ当該官庁長官ヨリ第七師団長ノ承認ヲ受ルモノトス

屯田後備役下士卒ニシテ文官ニ任セラレ余人ヲ以テ代フベカラサル職務ヲ奉スル為メ勤務演習召集ノ猶子若クハ簡閲点呼ノ免除ヲ要スルトキ又前項ニ同シ

但シ其事故止ミタルトキハ第七師団長ニ通知スヘシ

第九条 第四条又ハ第五条ノ規定ニ違背シ及第六条ノ届出ヲ為ササル者ハ五錢以上老円九十五錢以下ノ科料ニ処ス

第十条 第五条ノ通報人正当ノ事由ナク召集ノ命ヲ通報セス若クハ其通報遅緩シタル者ハ一日以上十日以下ノ拘留ニ処ス

第十一条 屯田後備役下士卒師団長ノ命令ニ服従セス兵村監視ノ職務ヲ妨害スル者ハ一日以上十日以下ノ拘留ニ処ス

附 則

第十二条 本則規ハ隊伍ニ編入セサル屯田予備役下士卒及其兵村ニ適用ス

但シ此場合ニ在ツテハ兵村監視ハ予備役屯田兵科曹長ヲ以テ之レニ充ツ其身

分取扱ハ召集中ノ者ニ同シ

第十三条 本規則ハ發布ノ日ヨリ施行ス

後備役兵村会役員互選結果 明治三十年四月三日

會長	十一票	小華和貞男	次点	六票	森 太郎人
常置委員十四票	山口敬太郎				
選)	十五票	吉田 彦熊	次点	八票	池田 惣七
(決)	十一票	衛藤 若次	次点	六票	三崎 久志
監查役	十二票	森 太郎人			
〃	十二票	高橋 儀郎(決選)	次点	八票	深沢 英作
連合會議員					
	十七票	森 太郎人	十票		松崎品次郎
	十六票	深沢 英作	九票		高橋 儀郎
	十一票	山中 友雄	十票		河内 重吉

後備役兵村會議員選舉

第一組	當選者	河村仙之助	谷口 文吾	藤森 音若
第二組	吉田 彦熊	大原 善助	早坂直右衛門	
第三組	山中 友雅	大島 直列	池田 惣七	
第四組	森 太郎人	松尾 金市		
第五組	松本 弥市	増田 政吉		
第六組	高橋 儀郎	三島 一二		
第七組	三崎 久志	中村 梅吉		
第八組	直沢金四郎	深沢 英作		
第九組	衛藤 若次	山口敬太郎		
第十組	小華和貞男	河内 重吉		

6 地方行政との關係

兵村と地方行政とはほとんど無關係であつたといえるほどで、滝川戸長役場には戸籍事務の届出と小学校令に基づく行政事務、地方

税の負担として戸数割を賦課され、(各戸平均年額五〇錢) これらが戸長役場で取り扱われた。

しかし、戸籍事務にしても中隊長の許可を要し、小学校にしても兵村での建築(当初)であるなど兵村制度の中にあつた。

滝川兵村では番外地に区画割を行い商人の居住を許したので、来住者が増加し、戸長役場が設置されたので地方行政上の村治者がおり、軍隊上の村治者(中隊長)と屯田兵村住民は二重治下に立つ形となつたもので、これもまたやむを得ないことであつた。

#### 公有財産取扱規則

第一条 公有財産管理及利用ハ屯田兵司令官ニ対シ大隊長之カ責ニ任シ中隊長

ハ大隊長ノ指揮ヲ受ケテ之ヲ監督ス

第二条 兵村ニ公有財産取扱委員会ヲ置キ公有財産ノ保存処理ニ関シテハ該委員会ニ於テ之ヲ決議シ本則ニ依リ取扱フモノトス。但シ委員会ノ数ハ大隊長兵村ノ便否ヲ考慮シ之ヲ定メ屯田兵司令官ニ報告スルモノトス

第三条 公有財産取扱委員会ハ屯田兵員ヲ以テ組織シ左ノ職員ヨリ成ル  
会長、委員、常置委員、監査役

第四条 委員会職員ノ選挙任期職務並ニ会則ハ大隊長之ヲ定メ屯田兵司令官ノ認可ヲ受クベシ

第五条 公有財産ハ概ネ左ノ通区別ス

一、宅地耕作及原野 一、風防林 一、建築用林及薪炭用林 一、牧場

第七条 公有財産ノ交換又ハ譲与売買ヨリ得タルモノモ亦公有財産トス建築用林及薪炭用林ノ伐採ヨリ得タルモノ又之レニ準ズ。但シ第九条ノ伐採法ニヨリ得タルモノハ此限ニアラズ

第八条 公有財産ノ交換並ニ譲与売買ハ屯田兵司令官ノ認可ヲ乞フモノトス故ニ委員会ハ其理由ヲ詳具シ順序ヲ經テ大隊長ニ呈スベシ大隊長ハ屯田兵司令官ニ進達スベシ

建築用薪炭用林ノ伐採モ前項ニ同シ但シ第九条ノ場合ヲ除ク

第九条 風防林ノ伐採ハ嚴禁トス建築用林及薪炭用林ノ輪換伐採ハ大隊長ノ許

#### 第五章 兵村の制度と活動

可ヲ乞フモノトス故ニ委員会ハ林域ノ区分苗付ノ方法ヲ定メ順序ヲ經テ大隊長ニ進達スベシ、但シ枯木及下草刈除ハ委員会ノ決議ニヨリ直ニ之レヲ執行スルヲ得

第十条 公有財産取扱ニ要スル費用ハ当該兵村ノ負担トス曆年度ニ依リ概算ヲ定メ毎年十二月ニ委員会ヨリ順序ヲ經テ大隊長ノ許可ヲ受クルモノトス

第十一条 公有財産ノ貸借並ニ其方法ハ大隊長ノ許可ヲ受クルモノトス故ニ委員会ハ案ヲ具シ順序ヲ經テ大隊長ニ進達スベシ

但シ貸借契約書中ニハ其財産ヲ変形シ若クハ毀損亡失シ又ハ荒廢ニ歸スル等ノ為メニ生ズベキ損害賠償ニ条件ヲ附シ且ツ契約年限ハ後備役満期ヲ限リトスベシ

第十二条 公有財産ヨリ生ジタル純益ハ戦時ニ於ケル兵村維持ノ補助費トシテ確實ニ貯蓄スベシ故ニ委員会ハ之レガ保管ノ方法ヲ定メ順序ヲ經テ大隊長ノ許可ヲ受クルモノトス

第十三条 平時ニ在テ罹災者ヲ救助シ又ハ兵村維持及公共事業ノ為メニ費用支出ヲ要スル時ハ委員会ヨリ順序ヲ經テ大隊長ノ許可ヲ受ケ毎年其年度ニ於テ得タル純益金額ノ四分ノ一以内ヲ支出スルコトヲ得

第十四条 建築用及薪炭用林ニアラザル公有財産地ニ於ケル樹木ノ伐採及売却ハ大隊長ノ認可ヲ乞フモノトス故ニ委員会ハ之ガ理由及方法ヲ定メ大隊長ニ進達スベシ但シ兵村公共事業ノ為メニ伐採スルモノハ中隊長之レヲ認可スルコトヲ得

第十五条 委員会ハ毎年二月末日マデニ左ノ報告ヲ順序ヲ經テ屯田兵司令官ニ進達スルモノトス

一、何村公有財産現在表 此表ハ前年十二月三十一日、現在ヲ示ス但シ土地ハ第三条ノ區別ニ依リ調製スルモノトス

一、何村公有財産異動表 此表ハ前年一月一日ヨリ十二月三十一日マデノ間ニ生ジタル異動ヲ示スモノニシテ売買貸借交換亡失毀損等ノ各項目ニ分ケ其月日物資代価及之ガ理由ヲ明記シ契約ニ係ハルモノハ其写ヲ添ヘ亡失毀損等ニ係ハルモノハ其損失見積価格ヲ附スモノトス  
一、何村公有財産純益現計表 此表ハ前年一月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ生ジタル純益ヲ示スモノニシテ戦時兵村補助費ト平時罹災者救助兵村維持及公共事業等ノ費目ト區別スルモノトス

#### 付 則

第四編 屯田兵制

第十六条 此仮規則中大隊長ノ任務ハ騎兵砲兵工兵ニ在テハ該隊長後備兵村ニ在テハ大隊区司令官之ヲ執行ス

公有財産取扱委員会規則

第一章 組織

第一条 公有財産取扱委員会ハ兵村毎ニ之ヲ設ク

第二条 委員会ハ通常委員会臨時委員会連合委員会ノ三種トス

通常委員会ハ毎年一回冬期之ヲ開キ臨時委員会ハ緊急重要ノ事件アルニ際シ臨時之ヲ開キ連合委員会ハ二個以上ノ兵村連合シテ議決ヲ要スル時之ヲ開ク

モノトス

第三条 通常委員会ノ会期ハ七日以内トシ臨時委員会ノ会期ハ三日以内トス連合委員会ノ会期ハ予メ之ヲ定メズ

第四条 委員会開会時日及場所ハ中隊長之ヲ定メ議案ヲ附シテ大隊長ニ報告ス

第五条 委員会ハ委員十名以上三十名以内ヲ以テ組織ス

第六条 委員中ニ会長一名常置委員監査役各二名ノ職員ヲ設ク

連合委員会ニハ常置委員監査役ヲ設ケズ

第二章 選挙 (省略)

第三章 権限 (省略)

第四章 職務 (省略)

明治三十五年度公有財産取扱委員会

經常費予算案決議申進

支出

一金百七拾七円式拾錢

支出総額

内訳

金百拾四円

職員俸給

但会長一名月額四円五拾錢、會計係一名月額参円

事業一名月額二円

金拾参円八拾錢

但一ヶ年間委員三日間開会ト見做シ会員十四名延日数四二日一名ニ付

日当三十錢監査役四名四日間一日日当三十錢

金拾八円 但月額一元五十錢 小使給

金拾円 但月額八三錢四厘、三厘強 消耗品

金六円四拾錢 薪炭費 但薪五敷一円二十錢 炭式俵二十錢

金拾五円 雜費

収入

一金五百参拾壹円八拾六錢

収入総高

内訳

金百八拾円 貸付利子

但貸附金老任円トシテ一ヶ年老割五分徴収見込

金九拾円 宅地賃地料

但番外地東裡宅地賃地料一戸ニ付毎月拾五錢宛五〇戸ニ対スル一カ年精算

金百九拾九円八拾六錢

但幌倉六戸分一戸三三反三畝拾歩 幌倉地料

一反歩金一円割

金六拾貳円

幌倉以外散在地料

取支差引残

金参百五拾四円六拾六錢 剰余金

右之通り公有財産取扱委員会ヲ於テ決議

候ニ付御認可相成度此段申進候也

滝川村南兵村公有財産取扱委員

員会会長 前田恭次郎

代理 常置委員 増田 政吉(印)

明治三十五年八月二十二日

第七師団司令部副官 泉 法輪殿

〔北海道大学北方資料室蔵〕



屯田兵使用の書類

憲兵屯所 憲兵屯所が設置されたのは、明治三十年十月からで、この時、岩見沢には第七憲兵隊岩見沢分隊が置かれ、岩見沢・月形・市来知・滝川の四カ所に屯所が設置された。岩見沢分隊本部には士官・下士官各一名、岩見沢村屯所は下士一名、兵六名、軍属一名の計八名、滝川村屯所には下士一名、兵五名、軍属一名の計七名。市来知村、月形村両屯所には下士一名、兵四名の各五名が配置されたのである。

市来知村屯所は、現市来知神社境内の右側に、空知分監の建物を充当した。分隊の士官は中尉が任命され、各屯所の下士は軍曹で、市来知屯所は長谷川軍曹がその長であった。

三十一年十月末日を限りとして、岩見沢分隊は、札幌に集結されたので、市来知屯所もまた閉鎖することになった。

憲兵屯所は、開拓地の稀薄な警察力を補うため司法行政を兼ねたので、犯罪の捜査なども、憲兵制度に対する恐怖心もあってか、一般村民の協力を得られて敏活に進んだが、警察との仲はとかくしつくりしなかったと、当時の屯所勤務者は語っていた。

△三笠市史▽

屯田銀行 屯田入植後は三カ年間の給与があったが、その後の自立のため屯田兵及びその家族は厳しい軍律の中で昼夜を分たぬ懸命な農耕作業に励んだ。その結果少しずつでも貯えができるようになっていった。

屯田兵村にあつては許可なく兵村外への外出や就業時（農耕時）に兵屋内にすることもできない厳格さで、開墾農耕に精を出す結果と



屯田銀行当座預金通帳

して潤いがでてきたのである。また屯田司令部からは教令に基づき日常生活指導もあり、質素節約の徹底も図られ、農耕適地に入植した兵村ではしだいに貯えができてきたのである。

明治二十四年に至り屯田兵一三箇中隊の積立金一三万円を資本として「屯田銀行」が開業された。

この屯田銀行は特に屯田兵司令官の監督を受け、その株券は屯田兵在籍者のほかは売買所持することができないものとされていたのである。

この年、屯田兵司令官から次のような諭告が出されている。

諭告

一金穀貯蓄ハ一家不慮ノ災厄ニ備フルモノニシテ兵村ノ安寧幸福ヲ保持増進スルニハ最モ緊要欠クヘカラサルモノナレハ当初貯蓄ノ主旨ニ違ハス各自勤儉節約可成多ク貯蓄シ以テ凶年災害ノ不幸ニ遭遇スルモ困厄ニ陥ルノ虞ナキヲ期スヘク又既ニ辛苦艱難ノ間ニ貯蓄セルモノ決シテ軽々冗費ニ帰セシムルガ如キ事アルヘカラズ又仮令兵村ノ公利幸福ヲ増進セントスルノ目的ニ出テ是等貯蓄ノ

## 第四編 屯田兵制

資ヲ転用セントスルニモ多キヲ求メテ却テ元資ヲ摩耗スルカ如キ事ハ充分之ヲ  
審接予防シ最モ正確堅実ヲ主トシ貯蓄ノ初志ニ違ハサル様篤ク留意セシムヘキ  
事

明治二十四年十二月四日

屯田兵司令官 永山 武四郎

その後この銀行は組織を変更し、明治二十六年、司令官の監督を  
解き、株券はだれでも売買所持することができるようになった。

そのため特質を失っただけでなく、幾年間か食糧を節約して積み  
上げたまことに善意に充ちた積立金も、ついにいずこともなく消え  
失せる運命となったのである。これは管理運営が当を得なかったも  
のとも考えられる。

明治三十三年一月に屯田銀行は北海道商業銀行と改称され、一般  
銀行と変わらなくなったのである。

### 第三節 屯田兵の服務・練兵及び生活・日課

#### 1 屯田兵の服務年限

屯田兵制度の発足時である明治八年には服役年限を定めずに北海  
道の開拓に従事し、また北門の警備に当たる二大使命を帯びて土族  
の移住が進められた。

明治十一年十二月、開拓使は一応の年限目途が必要であるとして  
太政官に伺いを提出し、翌十二年三月にこの結論として北海道に鎮  
台（師團）が置かれるまでと定められた。

したがって服役者が死亡するか、事故により服役が免除された時  
又は年齢四〇歳に達した場合は子弟が相続したもので、一種の世襲  
的な制度が考えられ行われてきた。

その後この制度に論議が行われ、その子は必ずしも屯田兵を一生  
の事業とするかどうかは疑問であり、兵と農業を行うことに適否か  
即断できないことや、兵村の増加とともにその維持費が年々増加す  
るために取扱いに考慮の余地があった。

このような理由から明治二十三年八月三十日屯田兵条例の改正を  
みて、服役期限を二〇年とし年齢四〇歳に達した場合はこの期限内  
の相続服役となったのである。内容は現役三カ年、予備役四カ年、  
後備役一三カ年と定められた。

明治二十七年十一月に条例改正があり現役八カ年、予備役がなく  
後備役一二年となった。ちょうどこの年日清戦役が勃発し国家危急  
存亡の折から屯田兵の起用も必要との考えから現役期間の延長を考  
慮したものと思われるが、江部乙屯田入植はこの年に当たったため  
この改正条例の適用を受けた。ただし附則取扱いで七カ年の現役取  
扱いとなったのである。

この後、さらに条例改正があり明治三十四年十月からは現役五カ  
年、後備役一五カ年となった。

#### 2 屯田兵の練兵・日課

屯田兵制の軍隊編成は三個小隊を以て一個中隊としており、小隊



滝川兵村と将校巡視

は四個分隊で編成することにな  
っている。

しかし第五大隊細則では「中  
隊を四区隊とし、区隊を二分し  
て半区隊」としている。これに  
より兵村では八班編成となつて  
いる。

屯田兵の義務的条件としては

- 1 開墾耕稼に従事すべきこと
  - 2 武術兵事の訓練に従うべきこと
  - 3 各種警備の任に当たるべきこと
  - 4 有事の日戦列に加わるべきこと
- である。このため平時でも武術  
の練習は極めて厳格であった。

滝川屯田入隊当時のこの様子について十津川から移住した森秀太  
郎は「屯田兵入隊シタ者ハ抽センシテ己ケ家ニ引移ル、毎日々々伐  
木ニ着手、三丁目ノ東ノ練兵場デ練兵ヲ習フ、米ハ七合五勺、塩菜  
料ハ三錢宛トナル、当時ハ軍律ガ厳シクテ即カレヌ者ハ殆ドナイ」  
と懐旧録に記してある。

特に対外国との風雲急を告げる日清戦役頃はその激しさは一層加  
えられた。ことに階級意識の盛んな時代であったから軍隊教育がい  
かに厳しく堪えがたかったか想像されるのである。

遠く郷土を離れ北海の新天地に国家の重責を担い、あらゆる困苦  
と闘い、欠乏に耐え奮闘し、次代の社会建設のために精魂を打ち込

んだ屯田兵の刻苦勉勵の姿はまことに尊いものがあつた。  
訓練は各個教練から始まり、分隊教練・中隊教練・大隊教練と、  
その演習も誠に苛烈を加え山野を巡って野外演習はもちろん、近郊  
近村に出掛けることも多かったと伝えられる。  
雨天で野外演習のできない時は事業場で学科や室内教練が実施さ  
れる。事業場は各中隊に二棟ずつあつて学科の時使われ、各中隊に  
一棟ずつの大事業場では教練が行われた。  
滝川屯田の入隊時からの動きについて「口達簿」でうかがうこと  
ができる。

口 達 簿

屯田兵第五大隊第一中隊

一月六日

○喇叭手志願者来ル十一日午前十時マテニ取調申出ツヘシ

○診断時限来ル八日ヨリ正午十二時ト改正ス

一月六日午前第十時口達

一 道路縁及境界ヨリ各三間ハ風防之為メ伐採ヲ禁ス

但シ大通ハ道路下水ヨリ六間ハ道路敷地ニ付禁伐余ハ伐採苦シカラス

一月十五日

一 給与地内桜・紅葉及ビ水松・桑ノ類伐採セザル様嚴重ニ相達ス可シ

一 給与地内ニアル樹木中槐ハ就中良材ニ付例ニ伐採スルモ決シテ薪炭ト為  
ス事ヲ厳禁ス

一月二十三日

一 本日ヨリ診断時間ヲ左之通改正ス

午前自九時 至十時

三月六日

一 家族ニシテ左之年令ニ達スルモノアルトキハ其都度届ベシ

但本月迄ニ満ノモノハ来ル十日マテニ届出ツベシ

一 満六十歳 一 満十五歳 一 満七歳

三月十二日

一 来ル二十日ヨリ演習施行候条左之通り心得ベシ

一 演習時間ハ午前第九時ヨリ正午十二時迄トス

第四編 屯田兵制

一 服装ハ小倉袴脚絆草鞋掛草鞋ヲ着スベシ

但シ「ツマゴ」ヲ穿ツモ不苦

三月十九日

一 中隊本部及高畑利宜ヘ売却スベキ薪三百數ノ代金ハ学校資金トシテ積立ベキニ付部下ヘ無漏相達スベシ但シ代価ハ左之通り

一 高畑ヘ売却スベキ分 百五拾數

此金五拾貳円五拾錢 壹數ニ付金三拾五錢ツツ

一 中隊本部ヘ納ムベキ分 百五拾數 小切共壹數ニ付金五拾八錢ツツ

此金八拾七円

三月二十日

一 自今衛生講義ハ水土兩曜日午後第四時ヨリ第二横道事業場ニ於テ行フ 但

一日四組ツツトシ来ル土曜ハ第五第六第七第八班出場スヘシ

三月二十六日

一 本日ヨリ解散時限ヲ午後五時トス

一 日常ノ事業等ニ給与被服ヲ着用スルヲ嚴禁ス

一 四月一日ヨリ演習時間ヲ午前八時ヨリ正午十二時迄ニ改正ス

四月九日

一 明日ヨリ日課時限中左之通り改正

一 起床引続人員点呼 午前第四時 一 就業 午前第六時

一 昼食 正午第十二時 一 就業 午後第一時

一 解散 午後第六時

右相達ス

四月十四日

一 給与地内ニ設クベキ道路ノ開鑿ハ左ノ通心得開墾着手前ニ出来スベシ

一 兵屋前面ノ道路ハ幅壹間半ニシテ表入口ヨリ直線ニ開通シ兩側ニ下水溝ヲ

設ケ中央ヲ高クスベシ

一 左右兵屋へ通スル道路ハ幅三尺ニシテ兵屋ノ前方三間ノ処ヨリ直線ニ隣兵

屋前方三間ノ処ニ開通スベシ

一 兵屋ノ中真ヨリ後方給与地境界迄一直線ニ幅三尺位ノ耕作路ヲ漸次出来ス

ベシ

一 兵屋ノ前後三間左右二間以内ニハ作物ヲ播種スルヲ禁ス

一 来ル廿日迄ニ養蚕結繭用マブシ(赤ダモ枝ニシテ至極細小ナルモノ)壹班毎ニ五尺繩ニテ四把ツ

ツ採取シ第壹横道西事業場及ビ当仮本部事業場纏メ置クベシ

右相達ス

四月十五日

一 兵屋流シ先キ水溜ハ雨落ヨリ三間以外ニ設置シ其樋ハ地下ニ埋メ水ノ流通

ヲ能スル様適宜造設スベシ

四月十六日

一 塵焼ハ兵屋ヲ距ル十間外ノ場所ニ於テ燒捨ベシ

但シ強風ノ節ハ嚴禁ス

一 給与地笹焼ハ一カ所或ハ數カ所ニ刈集メ燒捨ベシ

五月五日

一 明六日靖国神社祭ニ付休業差許ス

(中略)

六月二十八日

一 兵員及家族中間欠熱予防ノ為メ等ニテ麻葉等食シ中毒症ニ罹リタルモノ有之

候ニ付麻葉ハ勿論爾來無經驗ナル草根菌類等食用ニ供セサル様嚴重ニ下達ス可

シ

一 明廿九日日曜日ナレドモ新兵入隊前諸準備ノ為メ平常ノ通り心得ベシ

七月十八日

大隊長諭達

一 兵員制服ヲ着スルト着セサルトニ拘ハラス乗馬シアルトキ上官ニ出逢フト

キハ下馬敬礼ヲ行フベシ

一 家族乗馬シアルトキ上官ニ出逢フトキハ下馬スルニ及ハス冠物等ヲ脱シ容

儀ヲ正シ礼意ヲ表スベシ

一 制服ヲ着セサル兵員及ビ家族途中上官ニ出逢フトキハ其冠物等ヲ脱シ容儀

ヲ正シ礼意ヲ表スベシ

一 兵員及ビ家族就業中上官通行スルカ又ハ巡視スルヲ認ムルトキハ其儘冠物

等ヲ脱シ礼意ヲ表シ然ル後直ニ其事業ヲ始ムベシ

一 陸海軍將官其他貴顯等兵村内通行ノトキハ兵員及ビ家族ハ総テ兵屋門前ニ

併列シ礼意ヲ表スベシ

八月廿七日

一 自今兩中隊ノ戸籍ニ異物ヲ生スル願屆書ハ総テ人頭引取ルベキ者ヨリ其所屬中隊へ差出スベシ  
但シ屆書ハ正屯通副式通トス  
九月二日

一 戸籍ニ異動ヲ及ボス屆書中死亡届ノ外ハ戸長ノ與印ヲ要セズ  
一 現今妊娠中ノ者取調本月五日限り届出可シ  
但シ是迄屆済ミノ分共

一 婚嫁縁組等兩班ニ關係アル屆書ハ双方ノ班長檢印スベシ  
九月三日

一 昨日戸籍ニ關スル屆書中死亡届ノ外戸長ノ與書ヲ要セザル様達置候処右ハ從前ノ通り戸長ノ証明ヲ要スル事ニ更ニ改正ス

達第一号 九月二十四日

兵員家族等日曜大祭日ニ共有市街地(旧番外地)ニ往キ日雇稼ヲナス者有之故ニ付爾米右等ノ不都合無之各班下ニ蔽達スヘシ

達第三号 十月九日

一 事業時間外ト雖モ外出スルトキハ兵員家族ヲ論セス出入共必ス戦友長又ハ給養班長ニ届出ツヘシ 但日曜及ビ大祭日ニ限り兵村内(一ノ坂以北)ハ届出ルニ及バズ

二 総テ帰宅時限ハ午後十時限トス

但シ本項ノ時限ヲ經過セシモノハ総テ逃亡ノ取扱ヲナス

三 第三項ノ時限ヲ經過シ帰宅セザル者アルトキハ戦友長又ハ給養班内ノ者ニ命シ搜索スヘシ

但シ本項ノ場合ニハ速カニ直轄上官ニ上申スヘシ

四 班長中捺印スベキ書類及ビ命令口達録等ニ鉛筆又ハ墨等ニテ略スル者爾來不得止場合ノ外必ズ捺印スベシ

達第三号

爾來各自所有(給養ノ)ノ農器具ニハ焼印ノ如キモノヲ判シ其所有主ヲ明瞭ナラ

シムヘシ

達第五号 十一月廿五日

大隊長諭達

増毛街道ニ於テ囚徒二人逃走ノ趣ニ付或ハ当村近傍へ潜伏スル哉モ難計ニ付

## 第五章 兵村の制度と活動

各中隊ニ於テ警戒シ又各戸ニ在テモ夜間ハ殊ニ注意ヲ加ヘ被害ナキ様致スベシ  
右之通大隊長殿ヨリ御諭達有之候ニ付テハ各自注意シテ被害ナキ様致スベシ  
右ニ付各班長ハ適宜ノ方法ヲ設クヘシ  
右奉命相達ス

二四年一月廿三日

風呂小屋ヲ設ケズシテ露天ニ於テ入浴スル者有之由右風俗ヲ乱スノミナラズ  
衛生上ニモ關係スル事ナレバ風呂小屋ヲ設クル様各配下ニモ蔽達スヘシ

三月三日回達

一 札幌尋常師範学校生徒式十三名募集候趣通知聞キ候ニ付志願者有之候上來ル四日午前十二時本人差出スベシ

一 林檎其他ノ苗木注文調未タ差出サル班ハ急キ差出スベキ事

一 中隊ニ於テ指令スベキ願書ハ爾來一通差出スベシ

外出願兵員ハ一週日以内ノトキノミ

旅行願家族ノミ

兵屋模様替願

追給地願ハ願書ヲ要セス直屬半区隊長ニ申出テ追給地願簿ニ記入

一 家族附籍者等許可ナクシテ間々外泊又ハ旅行等ナスモノアリ班長ハ嚴重ニ命令施行セシムベシ

一 兵員家族中就業時間中ニ往々番外地ニ購物ニ往クモノアリ班長戦友長ハ其取締ヲ嚴重ナラシム可シ

一 本月中旬ヨリ札幌方向ニ行軍有之管ニ付堅固ナル草鞋及び草鞋掛ヲ今日ヨリ心懸ケ作り置ク可シ

四月七日

明八日練兵施行ニ付午前第七時三十分マデニ練兵場ニ集合スベシ

日 課

自八時至九時 小隊或ハ半小隊学 自九時至九時十分 休憩

自九時十分至十時十分 小隊学 自十時十分至二十分 休憩

自十時二十分至十一時 勅諭

この口達簿により兵員はもちろんのこと家族にも兵制上の規制が厳しく、毎日の日常生活や開墾農耕に気を張りつめていた様子が見

かがあるのである。屯田兵員及び家族教会（参考前掲諸規程の項）や屯田兵下士及び兵屋起居定則というものがあって、日常の態度をはっきり明示していたのである。

諸勤務 練兵のほかには内務的な勤務として諸給与品の検査があった。主に班長と区隊長（将校が当たる）が時おり兵村内を巡回して検査に当たった。時には中隊長、大隊長も行つ場合もあった。

現役中にはほぼ毎年屯田兵司令官の検閲もあり、検閲前には各隊の給与品の手入保存などは特に厳格な検査が行われた。

また、春秋の二回清潔検査があり、中隊長・将校・軍医・班長らが検査したのであるが、すこぶる厳格に行われ鍋蓋のよごれでもとやかくいわれたもので、検査時は家族全員が門前に整列させられたこともあったといわれる。

中隊には日直士官を置き、その下に日直下士官を置いて宿泊させ一般警戒、風紀取締り、非常災害時の事務に当たさせた。

兵卒は輪番で中隊当番・医務室当番・不時当番の任務に服した。このほか衛生当番・大隊当番に当たるなど相当の日常勤務があったのである。特に昇進して下士官に任官した者は公務多忙をきわめたといふことである。

日 課

一 起床ノ号音ニテ各兵員ハ家中ノ人員ヲ検査シ異動アルトキハ其事由及患者ノ姓名ヲ記憶シ直ニ給養班長ニ届出ツ但シ兵員不在ノトキハ家族ノ者必ツ之ヲ行フ

二 給養班長ハ各兵員ノ申出アルトキハ之ヲ聞取り筆記シテ日直軍曹ニ報告ス若シ急ヲ要スルトキハ躬ラ之ヲ報スヘシ

三 大隊ヨリ中隊ニ命令ヲ下スニハ命令録ニ記シ各中隊ノ週番軍曹之ヲ筆記ス

四 通常諸表進呈ノ時限ハ左ノ通りトス

日報 毎日出勤時限后三十分以内

守衛兵報告表 每交代時限后三十分以内

実務実施表 古兵毎月一日出勤時限后三十分以内

新兵毎月曜日出勤時限后三十分以内

古兵毎月末日出勤時限后三十分以内

新兵毎火曜日出勤時限后三十分以内

五 会報時限ハ毎日午前十時トス

六 新兵ノ学術演習時間ハ五時間トス

七 古兵ノ学術演習時間ハ四時間トス

八 古兵ノ演習期日ハ一ノ日ヲ以テ之ヲ施行シ雨雪天又ハ休日ニテ演習ヲナスヲ得サルトキハ順延トス

但シ三十一日ハ施行セス

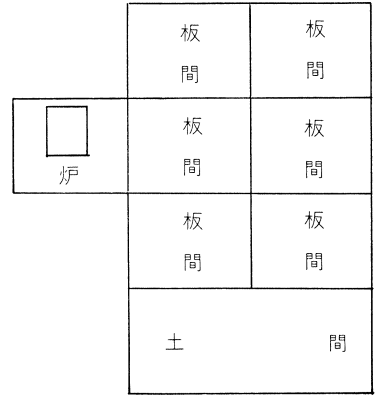
行軍・野外演習

口達簿に記載されているように明治二十四年三月十七日から二十三日にかけて、屯田兵開設以来最初の大規模な機動演習である春季大演習が石狩銭函で行われた。また、二十五年十一月十日から十二日まで月形・当別・江別へ三泊行軍が行われ、江別第一第二中隊を南軍とし、滝川第三・第四中隊が北軍とする野外演習があつて十三日帰隊した。

二十六年三月二十二日から二十五日までは胆振苦小牧で春季機動演習を行い、札幌に宿営、二十六日第一大隊練兵場で屯田兵観兵式に列席して二十七日に帰隊している（往復汽車行車）。

江部乙屯田入隊後にあつては二十八年日清戦役のため三月四日充員令により出征六月復員という重大事に遭遇したが、演習については二十九年三月二十八日美唄方面へ一泊行軍があり、十一月二十日岩見沢・月形地方へ大隊四泊行軍、三十年十月二十日大隊四泊行軍

小事業場の図



小事業場は農業上の指導や会合の場合にも使用された  
 大事業場は6間に33間の大きさのものであった

四泊行軍、三十二年十月一日から九日間上川へ行軍などがあり、このほか冬の雪中行軍なども行われている。

予備役兵取扱

予備役兵取扱及該兵服務ノ義ハ概ネ屯田兵服務規則ニ準拠スベキモノナリト雖モ尚当分ノ内左ノ通心得ヘシ  
 明治二十四年三月三〇日

屯田兵司令官 永山武四郎 代理

屯田兵副司令官 家村 住義

一 予備役中隊ニ在テハ給養班ヲ解キ更ニ左ノ常務下士官上等兵ヲ置キ隊中諸務ヲ処弁セシム

曹長 屯名 軍曹 武名内屯名ハ給養係トス 上等兵屯名

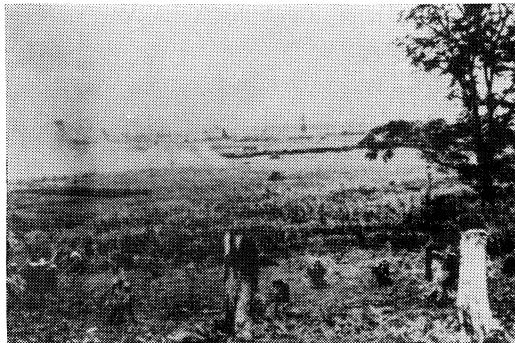
一 勤務ノ割出ハ曹長之ヲナシ常務ノ下士或ハ上等兵之ヲ各本人ニ達スルモノトス

一 願書届書伺書等ハ総テ各本人ヨリ直チニ日勤ノ下士或ハ上等兵ニ差出スモノトス

一 特ニ至急ヲ要スル諸達命令ヲ除クノ外ハ総テ回文ヲ以テ布達スルモノトス

一 宿直下士ハ本部内一般ノ取締及金櫃ノ監視ニ任ス  
 一 常務下士ハ輪番ニ宿直ヲナスモノトス  
 一 傷痍疾病ニ依リ軍医ノ診断ヲ受ケント欲スルモノハ宿直下士ニ申出ツヘシ

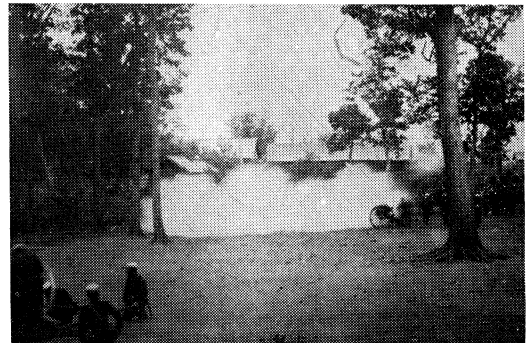
第五章 兵村の制度と活動



屯田兵の野外演習



第七大隊工兵隊  
 (明治35年8月・石狩川波止場にて)



第七師団大演習西軍戦争の景  
 (明治34年10月23日二の坂において)

予備役屯田兵出身下士及兵卒召集手續  
 明治二十六年四月二十日付  
 予備役屯田兵出身下士及兵卒ノ召集ハ当分ノ内左ノ各項ニ拠テ施行スヘシ

一 充員召集ノ令アルトキハ大隊長之ヲ中隊長ニ達シ中隊長ハ直チニ急便ヲ以テ喇叭手ヲ召集シ非常ノ号音ヲ吹奏セシム

一 非常ノ号音アレハ召集ニ応スヘキ下士卒ハ速ニ中隊本部ニ至リ命ヲ俟ツヘシ但シ召集ニ応スヘキモノ不在ノトキハ其家族若クハ親族ヨリ急報シテ呼戻スベシ

一 演習衛兵及当番卒其他公務ニ服セシムルモノ等総テ定例ニ属スルモノノ召集ハ中隊長其官姓名ヲ召集簿ニ記載シ

#### 第四編 屯田兵制

之ヲ本人ニ送達シテ調印セシム但シ演習ノ召集ニ限り大隊長之ヲ中隊長ニ命スルモノトス

一 演習召集ハ之ヲ執行スル前予メ司令官ニ報告シ衛兵当番卒其他ハ公務ニ服スルモノハ召集ハ週報ヲ以テ報告スヘシ

一 召集簿ニハ召集スヘキモノノ官姓名ヲ列記シ何々ノ為メ何月何日午前(後)第何時ヨリ何日迄召集スト明記スヘシ

一 召集ヲ受ケタルトキハ指定ノ日時ニ中隊本部ニ至リ命ヲ俟ツヘシ

一 召集ニ応スヘキモノノ疾病其他ノ事故ニテ召集ニ応シ難キトキハ其事実ヲ詳記シ本人又ハ親族ヨリ中隊長ニ届出ツヘシ但シ其病状ニ依テハ中隊長ハ医官ヲシテ診断セシムル事アルヘシ

一 疾病快愈又ハ事故止ミタルトキハ本人ヨリ其旨届出ツルモノトス

一 旅行中疾病ニ罹リ召集ニ応シ難キトキハ軍医又ハ地方医ノ診断書ヲ添ヒ届出ツヘシ

△旭川神社蔵▽

### 第四節 屯田兵の従軍

#### 1 日清戦役

明治二十七年七月二十五日日本の軍艦が豊島沖で突然、清国(現中華人民共和国に当たる)軍艦から砲撃を受けてこれに応戦したという事件がぼつ発した。この日、朝鮮国王(北朝鮮・韓国に当たる)は清国との諸条約を廃棄して、我が国に清兵掃討を依頼してきた。

八月一日宣戦の大詔が下り、同月二十六日に朝鮮と同盟を結び、九月十五日には大本営を広島に置いた。

これよりさきに清兵が平壤に集屯しているのを聞き、陸軍大將山県有朋の率いる第一軍は、鴨緑江を渡って遼東半島に入り九連城鳳

凰城を陥し入れた。また十月には陸軍大將大山巖の率いる第二軍が花園江に上陸し、金州、大連を攻略、続いて旅順を陥し入れた。

海軍は黄海で敵の北洋艦隊と激戦して利海権を握るなど、戦果をあげて二十八年三月には清国の首都北京の郊外に進出するに至った。この時総攻撃予備後援のため臨時第七師団が編成されることになり、三月四日充員召集が行われた。

この編成に際して屯田兵はいっせいに召集され、滝川、江部乙屯田兵は各練兵場に集合の後に空知太駅から無蓋車に乗って小樽に向ったのは三月十一日であった。この日は稀に寒い日で凍傷にかかった者が出たとのことである。

小樽から同月十二日軍用船に乗り同月十七日東京に着いた。この頃には戦も終りかけ、清国の李鴻章が講和使として日本に派遣されたとの知らせが入ったので、屯田兵は東京に滞在することになった。

滞在中は万一に備え毎日練兵に励んだが、四月十七日平和条約が結ばれ、五月十五日に至って復員命令が下りた。

臨時第七師団の編成及び幹部は次のとおりであった。

司令官	中将 永山武四郎	参謀長	大佐 浅田 信興
第一大隊長	少佐 野崎 貞次	第二大隊長	少佐 菊地 節藏
第三大隊長	少佐 渡辺 永哉	第四大隊長	中佐 小泉 正保
軍医長	二等軍医正 松島 玄景	法官主事	理事 水島 純
兵器支廠長	砲兵大尉 中根 重次		

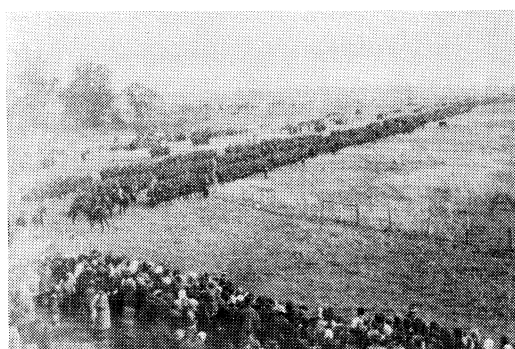
五月二十五日東京を出発して六月二日、四日に帰隊、同月二十二日に至って臨時第七師団が解散され復員解散となった。



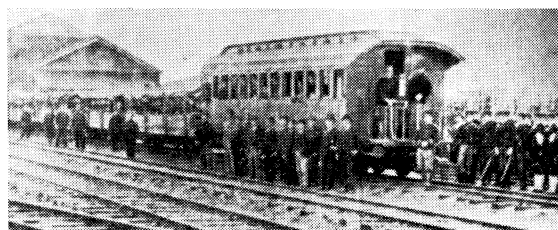
屯田兵手帳



従軍記章之証



屯田兵の演習（明治30年ごろ）



日清戦役従軍（札幌駅にて）

この戦役に召集参加したことにより翌二十九年五月勅令第百十五号をもって屯田兵下士卒に対し賞与があった。

江部乙兵村にあっては各員三〇円の御下賜のうち半額の一五円を抛出し小学校基本財産として蓄積したということである。

## 2 日露戦役

日清戦役後の極東情勢に変化があった。すなわち清国の退潮に対して露国の南進政策が目立つ事もあって、我が国との間に意見の相違がみ合わない面が見られ事態が悪化していった。

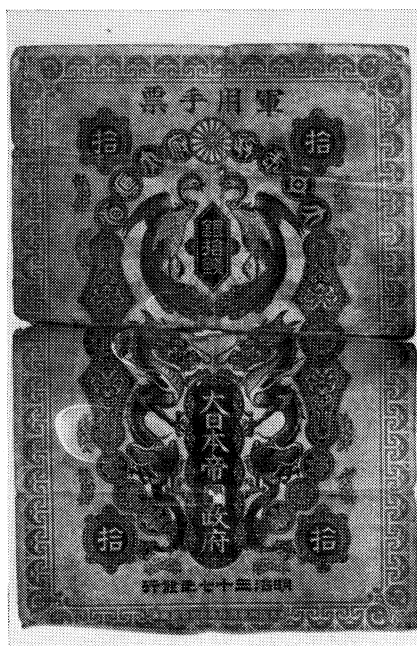
### 第五章 兵村の制度と活動

明治三十七年二月六日、国交は断絶され、二月十日に至ってついに宣戦の大詔が下されたのである。ここで陸海軍の全面的出動となった。第一軍は朝鮮にあった先発部隊を合わせて編成し、陸軍大將黒木為楨が率い、五月一日には既に鴨緑江を渡って九連城に進出した。

この時、陸軍大將奥保鞏が率いる第二軍は遼東半島の塩大澳に上陸して金州城を攻め、五月二十六日南山を攻め激戦のすえ占領した。

その後必要によって南山攻撃部隊の一部と新着部隊をもって第三軍が編成されて、陸軍大將乃木希典がこれを率いた。

これよりさきに五月十九日、陸軍中将川村景明は第十師団を率いて遼東半島大孤山に上陸し、第一、第二軍との間を連絡しながら北進した。この後陸軍大将野津道貫これを統率して第四軍となった。



軍用手票



日露従軍記章及び勳七等桐葉章



日露戦役凱旋祝賀光景

六月二十四日、元師陸軍大将大山巖が満洲軍総司令官となり、陸軍大将児玉源太郎が総参謀長に任ぜられたが、戦線は拡大し死傷者も多く出たその補充が急務となり、予備役、後備役、補充兵役、国民兵役に至るまで漸次召集された。

明治三十七年八月七日に至って第七師団に充員召集が下りた。滝川、江部乙屯田にあつては後備役に入っていたが、召集に応じ札幌及び旭川に入隊して補充隊あるいは後備隊として毎日練兵にいそしんで出発の日を待ったのである。

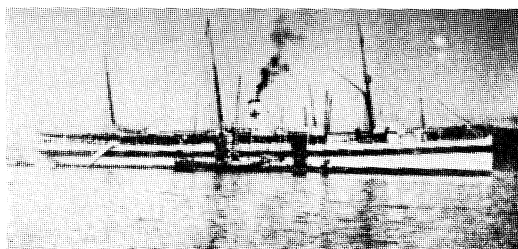
十月末になつて第七師団は第三軍に編入されたが、室蘭から乗船し青森に着いて大阪に向い大阪から満洲に渡った。第七師団に充員召集された者は補充隊と後備隊に分かれ、補充隊は満洲軍へまた後備隊は北韓軍として出征したのである。

滝川、江部乙屯田兵は大体このふたつに分れ、先発の十月末に出征した者は満洲軍に属し野戦隊として旅順の包囲軍に参加、十一月末から十二月始めにかけての二〇三高地の激戦に幾多の犠牲者を出した。三十八年一月一日旅順陥落後、ただちに北進を開始して奉天戦に参加した。二月上旬東南は遼陽から西北の太子河に至る一二里に長蛇の布陣を張り、第七師団は中央の大迫軍に従った。

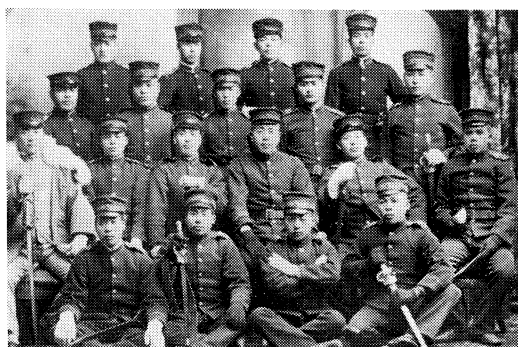
三月十日奉天の大合戦に勝利をおさめ一応少康状態に入った。

北韓軍に従った者は三十八年二月七日と七月二十八日の二回に分れて出征し、朝鮮清津に上陸、八月三十一日、九月一日の昌斗嶺付近の戦闘に続いて同月二・三日は会寧付近の戦闘に奮戦した。

十月十六日講和条約が締結されて満洲派遣軍は本国に凱旋の命が



日露戦争病院船



屯田兵征露記念

下され、同年十一月から翌年三月にかけて復員帰郷したのである。勝利をおさめた兵士の凱旋に際して日本国民は涙の中に狂気して歓迎した。まして出征兵士は最愛の父母妻子と別れて一年半の長い間、九死に一生を得ての再会であれば、迎える者も迎えらるる者もただ感激の涙であった。

三月十一日、凱旋第一回退営式を行い十五日復員完了となったが、滝川屯田にあつては第一小学校屋内運動場で、また江部乙屯田にあつては北辰小学校運動場において各々盛大な凱旋祝賀会が催され、いずれも叙勲賜金の恩賞に浴したのである。

**戦死者合同葬儀** 凱旋の喜びの中に無言の凱旋者も多く出た。激しい戦役で名誉の戦死を遂げた英霊に対し恭しく追悼の意を表する。

滝川屯田兵中の戦死者

- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 諏訪嘉三郎 | 上東 政重 | 中路 為蔵 |
| 相沢儀三郎 | 西 喜一  | 後藤 広吉 |
| 小池藤三郎 | 深沢 栄作 | 森脇長三郎 |
| 西井 芳若 | 以上一〇名 |       |

なお屯田兵以外の市街地区戦死者は左の五名である

- |       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 木原 仲吉 | 小笠原吉太郎 | 野田 昌繁 |
| 林 徳三郎 | 和田奥次郎  |       |

江部乙屯田兵中の戦死者

- |          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 軍曹 石川栄太郎 | 伍長 山口 秀松  | 上等兵青木 三吉 |
| 上等兵河村 兵吉 | 上等兵石川吉太郎  | 福永伝兵衛    |
| 池田弥寿馬    | 寺岡 幸吉     | 小井手熊蔵    |
| 上坂 恒吉    | 丸岡繁太郎     | 岩本 延蔵    |
| 長谷川竹蔵    | 月原全右衛門    | 伊藤 与作    |
| 岡本亀次郎    | 一等卒立石安右衛門 | 一等卒上山弥三郎 |
| 伊藤美太郎    | 大崎国太郎     | 湯浅 善吉    |
| 一等卒 布川松野 | 以上二二名     |          |

また江部乙地区移住者中に四名の戦死者があつた。

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 一等卒 平松 八郎 | 一等卒 関川与次郎 | 一等卒 川岡清次郎 |
| 二等卒 更沢 清蔵 |           |           |

日露戦役の戦死者に対する慰霊として五月五日村葬が行われた。

戦死者村葬

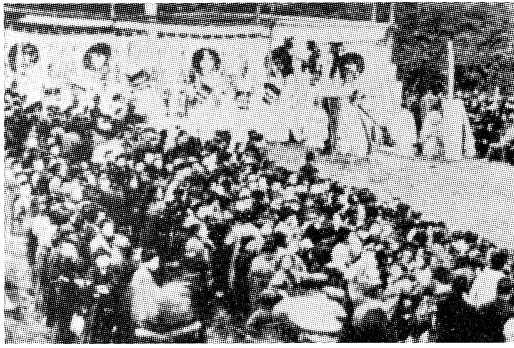
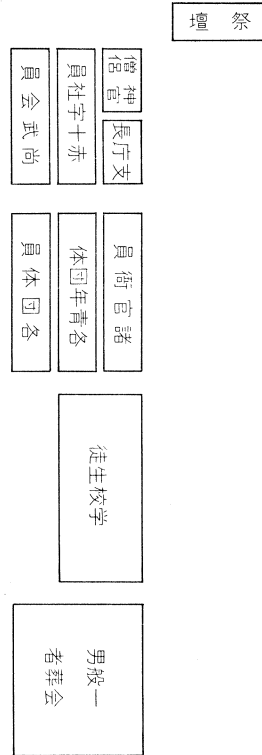
本村江部乙及滝ノ川出征軍人戦死者ニ対シ本月五日正午時ヲ期シ字滝ノ川二ノ坂下旧練兵場内ニ於テ合同村葬挙典ノ事ニ相定メ候ニ付テハ、当日ハ可相成多数ノ会葬者ヲシテ参列セシメ哀悼ノ同情ヲ表スルト俱ニ式場ハ可成的壯嚴ヲ極メ執行仕度候ニ付各自礼服着用ハ勿論尚ホ勲章徽章等所持セラル、向ハ必ズ佩用セシメラレ精々会葬可致様御部内無洩御通知方御取計相成度此段及御通知候也

追テ葬儀施行順序及式場位置排列ハ前例通りニ有之且雨天ノ時ハ一ノ坂禪寺ニ於テ挙行仕候也

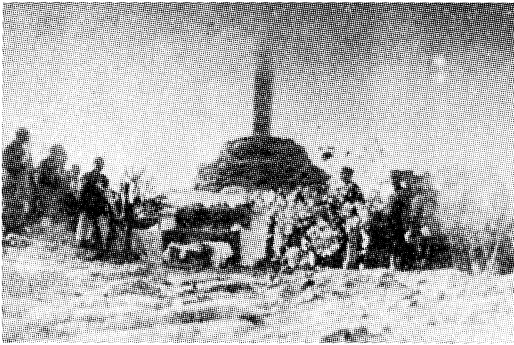
滝川村奉公義会代表者滝川村長  
今井 勇吉

評議員 高畑利宜殿

葬儀施行順序



日露戦争戦没者合同村葬



旅順 203 高地第七師団忠魂碑

第一鼓 総会葬者着席

第二鼓 葬主式辞ヲ述ブ

第三鼓 読 經

読経中其遺族者焼香

是ハ葬儀委員ノ指揮ニ依ルモノトス

第四鼓 弔 祭 詞

イ 長 官 (又ハ其代理者)

ロ 支庁長 (又ハ其代理者)

ハ 諸官衛総代 ニ 学校総代

ホ 団体総代 ハ 村 長

イ 葬 主 ロ 長 官

ハ 支庁長 ニ 諸官衛総代

ホ 学校総代 ハ 団体総代

第六鼓 葬主閉式ヲ告グ (以上)

△高畑利宜遺記録▽

談 話 戦役の様子について出征兵及びその家族が談話として残している。

市山包房(滝川屯田二世)談 おやじは二二で来たので、日露戦争の時にはおやじの年配のものは、皆北韓のほうにやられたといえます。屯田に入ったとき、二〇歳より若かった連中は満洲へ行ったそうです。

森村ノシ(滝川屯田子女)談 父は日清日露とも行きまして、日露では奉天の大会戦にも参加しまして負傷しました。中隊で三人だけ生き残った一人だそうです。胸部貫通の負傷でした。なんでも七師団は向こう側の北にまわったんだそうです。それで

敵のよりも南から攻めた日本軍の弾で怪我したようなものだといっていました。毎朝、その日戦死する兵隊は「死んだら家族のものはたのむぞ」といったそうです。それで父はよく戦死した人の子供たちにそれを言っていました。奉天まで九回も戦争したといえます。

戦争が終わって父は広島島の天下茶屋というところの陸軍病院に入っていたとき、皇后陛下が見舞にお見えになって一人一人に「どうもご苦勞さまでした」とお言葉をかけて下さったそうです。帰りましてからも満三年間登別の第一滝本館で湯治しました。

山本宗平（江部乙屯田家族）談　来ると間もなく日清戦争でしょう。だからとても練兵がきびしかったようです。

実際に出かけたのは二十八年の二月でした。版木がなかったので班長のところへ行くと、いよいよ出兵だということで、準備しまして、私の家でも給与地にまだ大きな木が三本あるので、それを兄のいるうちに倒そうというので、おやしとやりました。

たしか出征は三月の三日だと思えます。三日前に兄が作業に出て今の中学校（注　旧北辰中学校）のところに大きな盃形のアカダモの木がありました。その下に五中隊で四角の棒杭をたてまして、「決死の標」と書きまして、その下から出かけたわけです。

私は小学校の三年生でしたが、朝早いから宵のうちに学校に来いというので、夜に教室に集まってストーブたいて待っていて、まだ暗いのに「敵は幾万ありとても……」の歌をうたいましてね、滝川との境の防風林まで送りました。高等科は空知太の駅までも送ったのでしょう。そのころに「撃てやこらせや清国を、支那は御国の

敵なるぞ、東洋平和の仇なるぞ」という軍歌もありました。

石川ヨセ（江部乙屯田二代目妻女）談　私が嫁に来た翌年戦争に行きました。日露戦争の旅順にね、ところが私は字が一字も見えなくて、手紙のやりとりができません。あっちから来ても読めもせんとし、それでも郵便が来るかと思ひましてね、毎日外へ出て待っていました。だけど手紙の来たあとでも弾にあたらんかと思ひましてね心配しましたわ。戦争に行ったのは八月の八日ごろでした。

戦争では運よく帽子にあたったのと、胸にあたった弾で手帳が切れていましたが、身体に当たらんで無事に帰りました。そのときはうれしかったです。

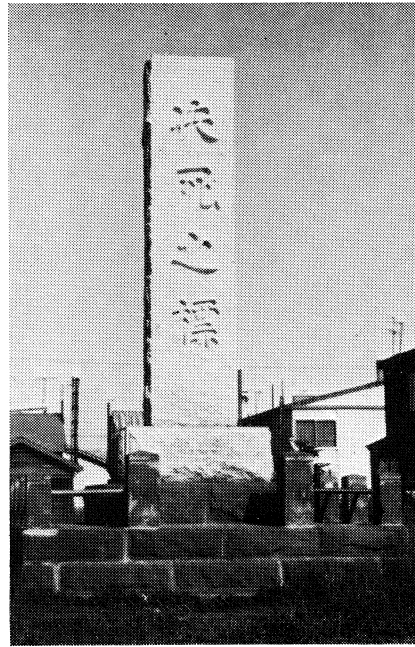
△屯田兵家族のみた制度と生活、NHKより抜粋▽

長井愛之助（滝川屯田兵）談　明治二十八年日清戦役に従軍した。小樽から出港し東京に滞在中平和になり帰村した。従軍記章が授与された。明治三十七年八月充員召集により第七師団に入営し日露戦役に従軍、北韓に渡り浦塩へ向かって北進し、三十八年八月上旬富寧にて雨季に入り、前進不能になったので約一カ月滞在、下旬快晴になって前進、茂山嶺越で八月三十一日南洞付近の戦闘に参加、同九月一日小鳳儀洞及び中島付近に転戦、同三日会寧付近に参戦し会寧城に突入した。会寧滞在中十月二十四日休戦、二十七日清津港にて乗船、三十一日字品港に上陸、十一月十八日復員解散した。

勲八等白色桐葉章及び従軍記章を授与された。

△昭和三十五年九〇歳當時に集録中抜粋▽

決死の標 江部乙屯田入植の年に日本と清国に戦火を交えることになり、翌二十八年三月に出征したが、この折に木標で建立された。一〇年後の三十七年十月に日露戦役に参戦しているが、江部乙屯田については入植以来毎日が厳しい練兵であった。



決死の標



日露戦役戦勝記念碑

練兵後の休みには練兵場の一隅にある楡の巨木の下で汗を拭い憩うのを常としたが、戦役への出征に妻子や親族と別れの盃を交し、凱旋のねぎらい迎えたのも、この巨木の下であった。時代が過ぎ屯田兵が老境に入る昭和の初期に再び戦雲を呼び昭和十二年には蘆溝橋事件があり引続き日支事変となった。同十五年は紀元二千六百年の全国的な記念行事が催された年であるが、これの記念事業として、又屯田兵の二世、三世の召集があり、この鼓舞の意味を込め本標の位置に石碑をもって「決死の標」が建てられたものである。

この石碑は地上約五メートルで白御影石を用い、題字は陸軍大將荒木貞夫の筆蹟が深く刻まれ、屯田兵ゆかりの練兵場の一隅に楡の巨木に添って建立されたのである。なお現在の楡は巨木が枯死したために同位置に楡を移植したものである。



記念樹

決死之標

陸軍大將 男爵 荒木貞夫 書

裏面

明治二十七年八月一日清国ニ対シ  
宣戦ノ大詔下リ皇帥ヲ発セラシテ  
酣ナルニ及ヒテ翌二十八年三月四  
日臨時第七師團編成ノ充員召集下  
命アリ本村開基者トシテ開戦ノ歳  
五月大阪府外二十縣ヨリ移住シタ  
ル屯田兵四百名此大命ヲ拜命スル  
ヤ直チニ練兵場ニ集合ノ上決死之  
標ヲ建テ一死報国ヲ誓ヒ以テ勇躍

壯途ニ上ル噫其心事何ソ凜烈ナル爾來星霜四十有六年ヲ閲シ其標腐朽シタルヲ以テ茲ニ紀元二千六百年ノ佳歳ヲ記念シ且ツ現ニ日支事變ノ聖戰ヲ遂行シツ、曠古ノ大業新東亜ノ建設ニ邁進シツ、アル村民ノ熱烈ナル意氣ヲ表ハサムトシテ是ヲ再建シ後昆ニ傳フ依而識ス

昭和十五年十一月

北海道空知郡江部乙村建之

屯田兵旧友会及遺族建設ニ協力

### 日露戦役戦勝記念碑

日露戦役凱旋祝賀会に続いて戦死者村葬も

済んだが、江部乙兵村にあつては屯田兵のほとんどがこの戦役に参戦したこともあつて、戦勝記念碑を建立しようとの話が持ち上がった。三沢為吉、野町正禱、東倉長太郎、佐藤郁之助、小杉善之助が委員となつて進められ、明治三十九年七月に江部乙南兵村、北兵村ともに二七〇円の拠出があり、その他篤志者の寄附を以て戦勝記念碑が建立された。

この記念碑は総高五メートルで台石の下部は富良野硬石、上部は札幌軟石、碑石は仙台石を用い、題字は陸軍大将大迫尚敏の雄渾な筆致により深々と刻まれ、江部乙神社境内に建立された。

## 第五節 開拓営農

屯田兵及びその家族は祖先伝來住み慣れた墳墓の地を遠く離れ、北海道に移住する以上は困苦欠乏に耐える覚悟はしていても、實際に来て見ると想像以上の困難にあい、故郷を思う情を断ち切ることはなかなかできないものであつた。

滝川屯田が入植した当時は千古斧の入つたことのない原始林に道

路といつても通路的な一筋の樹木伐採部分がある程度で、道路から見上げる空が青く、また夜は頭の上の方だけが星の輝きが見えるというもので、静寂の中に木木の葉音と時おり鳥の囀る鳴声さえずや狐狸きつねのほえる声が聞こえる淋しい状況にあつた。

到着当初は炊事もできなく中隊本部の炊出しを受けていたが、その他の給与品の受取に出掛け帰りには道や家を間違ふことがしばしばであつた。

道路の両側に兵屋が建ち並んでいるはずであるが、各々一八間も道路から入っているのを見えないし、隣家に行くにも簡単ではなかつた。道路は樹木を切り開いているが湿地帯を直進しているところは側溝排水が不十分で膝まで入る所が随所にあつた。古老の話に隣家までの三〇間、四〇間の距離に何十分もかかつた所があつたとある。現国道十二号線の五・六丁目は道が悪く、忠べつ（旭川）へ行く者は東四丁目から授業場を経て七丁目に出たそうである。

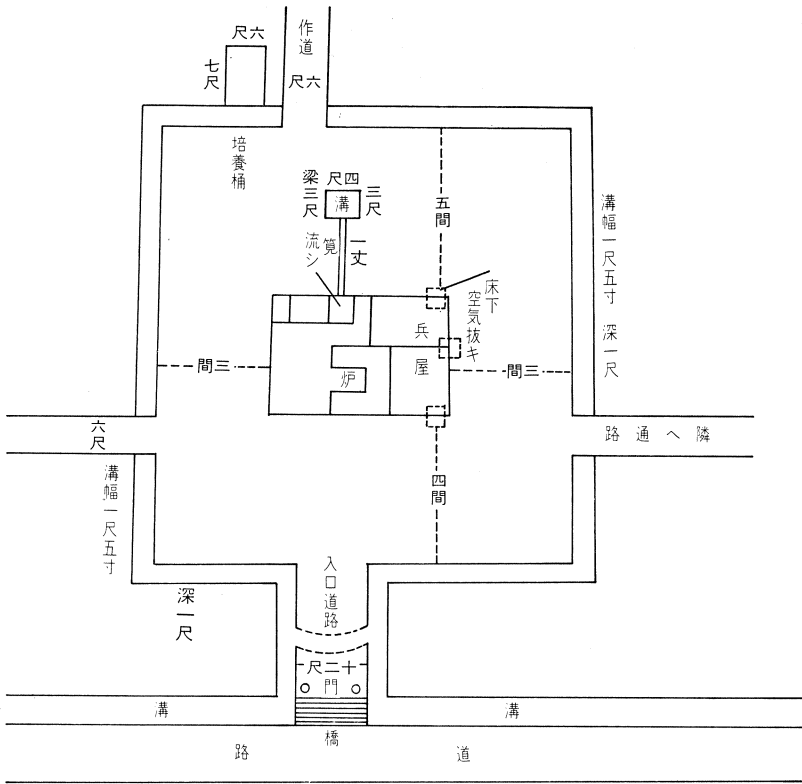
北門の整備に当り一家を挙げて來住したものの、老幼婦女子の中には淋しさに耐えかね將來への不安から毎日の生活を樂しめないものがあり、屯田兵の中にも逃亡者が出ている。

外出には班長に届け出て帰宅にも連絡のため立ち寄るといふ厳しさで、一定の時間までに帰らない時は逃亡とみなされ、罰があるなど屯田兵もその家族も厳しい軍律の中で生活していた。

まして兵農兩立のもとに未開の原野を開いていくことは並たいていのことではなかつたのである。屯田移住の当初は環境が変わり病人や老人の死亡が相当あつた。

入植してからの約一カ月間は兵屋内外の整理に当たり、練兵場で新兵教育が始まり、家族は開墾で家の中には病人や妊娠間近かな許可を得た者以外、昼間は屋内におれないことになっており、屯田兵もその家族とも兵農に従事する毎日であった。

甲号  
兵屋之図



新兵教育は二カ月間毎日弁当持参で猛訓練を受け、帰っては家族と開墾、抜根伐採と夜の星を頂くまで働いたのである。  
新兵教育の二カ月が終わった後は月に、五、六回の教育を受け、開墾に力を入れることができるようになった。

- 一 兵屋入口ノ道路 八幅十二尺二作リ其両側二幅二尺深一尺ノ溝ヲ掘テ其土ヲ道ノ上ニ中高ク盛り其土ヲ砂利ニテ覆フヲ可トス又左右溝ノ縁ハ程能キ木材ヲ以テ道路ノ破壊シテ溝ノ埋ラサル様致ス事肝要ナリトス
- 二 兵屋入口ノ橋 八堅固ナル丸木又ハ割木ニテ幅九尺ニ架シ橋下ノ溝ハ深ク掘リ其土ヲ橋ノ上ニ盛ル事
- 三 三門柱 八廻リ三尺以上ノ木ヲ長九尺ニ伐リ皮ヲ剥キ根ヲ焼キ門前溝縁ヨリ二尺内ニ離シ又兵屋入口ノ道路溝縁ヨリ一尺隔リタル所ニ埋込テ立ツル事
- 四 兵屋周囲ノ庭 八表ハ家ヨリ四間裏ハ五間両側ハ各二間程ニシテ其周辺ハ幅一尺五寸深一尺ノ溝ヲ掘ル事
- 五 培養桶 八兵屋ヨリ五間裏ノ方ニ埋込ミ又兵屋裏ニアル小便桶ヲ掘リ取り其傍ニ埋換ヘ其上ニ間口九尺奥行六尺ノ平小屋ヲ設ル事
- 六 流シ尻ノ水溜 八兵屋ヨリ裏ヘ一丈ノ処ニ縦三尺横四尺ノ穴ヲ掘リ丸木又ハ割木ニテ其周辺ヲ囲ヒ且ツ丸木或ハ割木ニテ蓋ヲ設ケ又流シ落口ヨリ木或ハ板ニテ寛ヲ懸クル事
- 七 軒下ノ土苗 八大ナル丸木ヲ長ク横ヘ家ノ土台ヨリ少シ下ケ其内ニ土ヲ盛り入ル、事
- 八 宅地ノ作道 八兵屋ノ真裏ニ幅一間通り直線ニ開菜入ル事
- 九 両隣ノ道路 八一直線ニ作り内幅六尺ニシテ両側二幅一尺五寸深一尺ノ溝ヲ掘リ其土ヲ道ノ中央ニ揚ル事
- 十 兵屋内ノ炉 八土間ニ接シアル方ノ欠ケロヲ丸木又ハ板ヲ横ヘテ之ヲ塞ギ其内ニ砂土ヲ入ル、事

滝川屯田は士族であったため、樹木の伐採・開墾は生まれて初めて行うもので、能率もその後に入った江部乙屯田に比べはるかに劣るものであった。その道の専門家が指導するわけがなく、多少見聞を持つ下士の指導によって、画一的な開墾や農作業を行ったものであるが、家族の働き手の多少はその効率に差ができ、第一給与地の五、〇〇〇坪開墾が終わった場合の追給地取得にもまた差が出た。

滝川屯田の追給地は五、〇〇〇坪ずつ二回となって一万坪を追給されたが、早く開墾を済ませた者は近くてよい土地を指定したが、遅いものはあくまで不利な遠い追給地となって、ますます条件的に悪く苦労したものであった。

さらに入植後三カ年間は扶助米を受け塩菜料の支給があったが、その後は収穫を見込んで給与がなくなつた。そこで滝川に適する農産物の取り入れをはかり自立に備えたのである。

このため米はなく麦・稻黍・粟・馬鈴薯等の雑穀類が主食となつたのである。当初は米の生産を禁止し、北海道農業に適さないものとされていたのである。

このような中において屯田家族は一、二年のうちに当初の宅地耕作地の開墾を終え、追給地の開墾としだいに耕地面積を増していたが、滝川屯田の場合は耕地が分散しているため、全体の効率は非常に悪く、江部乙屯田は好結果を招いたのであった。

**農業指導** 滝川屯田は士族屯田最終年次の明治二十三年入植であるため、今までのすぎや鋤をとつたことのないものばかりで、農

業についてはまったくの無知無経験であつて、その初歩から教える必要があつた。そのうえ入植時期が七月上旬という夏期に入り播種には遅く、その年は専ら開墾と樹木の伐採・兵屋内外の整備となつてしまつた。

江部乙屯田は五月であり、兵屋内外の整備を最小限度に済ませて開墾農耕に集中したのである。これはまた一面滝川屯田の経過をふまえた適切な指導が行われたのである。

滝川屯田の第五大隊第一・第二中隊の注意書を見ると

- 一 土地開墾ハ地形ノ難易、土地ノ乾湿ニヨルト雖モ、先ヅ兵屋前方ヨリ之ヲ始ムルモノトス
- 二 開墾地ハ初メ草及ビ笹ヲ刈リ木ハ之ヲ取片付ケ、然ル後鋤入ヲ始ムルモノトス
- 三 立木伐採ハ総テ雪中事業トシ、現今(八月) 伐採スベカラズ
- 四 草笹根又ハ其他ノ塵芥ヲ樹木切株等ノ周囲ニ堆積スベカラズ
- 五 鋤入ハ可成深耕ヲ主トシ、樹根草根其他塵芥ハ充分ニ振り取りテ之ヲ除去スベシ
- 六 開墾地ハ細碎シ、上層下層ノ土壤ヲ充分ニ混和セシムベシ、播種法ハ別ニ之ヲ教諭ス
- 七 樹木根株ハ小根曝露スルマデ腐墟土ヲ除去スベシ
- 八 土地ハ蚕食スル如ク前項方法ニヨリテ兵屋前面ヨリ開墾シ、飛地開墾ハ決シテナス可カラズ
- 九 倒木ハ薪材トナル大木ノ外必ず除去スベシ
- 十 前各項ノ事業推進スルニ從ヒ

このように兵員及び家族は指示によって仕事をしたもので、この年は開墾地に蕎麦のばら播をし秋には相当の収穫があつたが、その他については時季遅れのため、主食となるものは出来ず、野菜程度に終わった。

明治二十四年の墾成・新墾状況は墾成された土地は三二七町歩で一戸平均約八反歩で給与地の半分ぐらゐに当たる。また、この年の新墾地は三〇一町歩で一戸約七反歩となるところから、だいたい給与された土地はこの年に開墾完了の状態にあつたことになる。

開墾に先だち中隊長から命令が下り、その指導の徹底が図られてゐる。

- 1 兵屋庭並びに入口道路及び土橋は、一週間以内に開設し木の門柱を建てること。
  - 2 家の周囲は二週間以内整理すること。
  - 3 伐木するには裏切を充分にし失敗のないよう注意して伐採すること。
  - 4 開墾を急ぎただちに蕎麦を播種すること。
  - 5 倒木は適宜に切断し、刈笹刈柴などともに兵屋から一五間以上距てたところで火災の恐れのない場所に取まとめて焼捨てること。
  - 6 開墾は道路側から兵屋の方へ向け開墾すること。
  - 7 播種は下土がその畦の立て方、散播・条播・点播など地形作物の種類に応じ、下種の仕方及びその利害について教授すること。
- 伐木は冬期間に行われたが、直径一米以上のものが給与地内に何本もあるところは、相当な仕事で一番苦勞をしたといわれる。

二十四年春には各戸に中隊からいちように種子の配給があつた。

馬鈴薯	配給量二斗五升	蒔時反別三畝歩
小豆	〃	五合
大豆	〃	一升
蔬菜	〃	五勺
玉蜀黍	〃	二合
粟	〃	二合

このほかに林檎苗二五本、桑苗二五本、麻種子三合づつ配給があり養蚕の奨励があつた。

り

一方、明治二十七年五月に入植した江部乙屯田の指導は次のとお

- 1 兵屋庭並びに入口道路及び土橋等は目下播種期節に差迫り、いわゆる農家に取つては一刻千金の際なるを以て、播種一日遅るれば、秋収穫従つて減収するを以て、唯通行に差支なき程度に止めて、他の一切の勞力と時間は開墾播種に従事し、指示したる地積の成功を見たる上道路等の開設をなすこと。
- 2 宅地の両隅に一〇間宛の樹木を残し、背後の兵屋と共同し風防の備えをなすこと。
- 3 伐木するには裏切を充分にし、過なき様注意を加え伐採すること。なお実地に就き伐採の方法を授くるを以て実見の後実施すること。
- 4 倒木の朽果たる分は適宜切断し、刈笹・刈柴等と共に、兵屋を距る一五間以上の所にして然かも火災の虞ない場所へ取纏めて焼捨つること、新伐採の良材は一箇所に集めて保存し置くこと。
- 5 開墾は各給養班長下土をしてその方法を授けしめた後、道路側より兵屋の方へ向け開墾すること。
- 6 播種は各給養班ごとに下土をして畦の立て方、散播・条播・点播等地形作物の種類に応じて下種の仕様及びその利害等に関して教授すること。
- 7 本年(明治二十七年)に播種すべき予定を示す。

第五中隊

種子	播種数量	播種反別	種子	播種数量	播種反別
蔬菜	五勺	三畝歩	豌豆	三合	一畝歩
馬鈴薯	二斗五升	三畝歩	小豆	五合	二畝歩
小豆	五合	二畝歩	馬鈴薯	一俵	三畝歩
粟	二合	四畝歩	蕎麦	一升	一反四畝
玉蜀黍	二合	一畝歩	大豆	一升	二畝歩
大豆	一升	二畝十歩	大角豆	三合	一畝歩
			餅粟	一合	三畝歩
			大根	一合	五畝歩

第六中隊

- 8 (備考) 右は一戸平均の播種量及び反別であつて其の実施は五月六日より六月十日迄の予定)
- 8 家族は日中休憩を許さざること。



二の坂附近の風景明治30年代撮影（北海道大学北方資料室蔵）

9 日出より日没迄は就業時間とすること。

移住後直ちに開墾にかかり、中隊の指示による播種をするため皆一生懸命であった。さらにそれ以上の開墾を行った者は自己の費用を以て種子を購入して播種を行ったのであった。

江部乙屯田にあってはほとんど移住の年に第一給与地を開き、追給地をもらうものが多く出た。この年に第六中隊において開墾地積は二九五町五反歩に達している。

**兵村の當農** 屯田兵の入植により北海道の農業もいよいよ発展のきざしを見せてきたのである。

当時の耕作物は在来の日本種のほかに米国種が多く加えられるようになり、小麦・大麦・裸麦・蕎麦・粟・稗・大豆・小豆・菜種・甘藍・玉葱・玉蜀黍・馬鈴薯・トマト・蔬菜類に亜麻等を耕作しておりリンゴなどの果樹も奨励され、養蚕も取り入れるなど現今の耕作と殆んど変りがない状況である。ただし水田耕作はほとんどなかったのである。

当初、播種の種子は官給されたので、開墾地にこれらを植え付けたもので、自己が自由に種子を選択することはできなかった。

種子は中隊ごとに本部で決定されて屯田兵に配給されるため、隣の中隊と取扱いは異なっている。したがって日本人として米を食べたいと水田耕作を試みたのは入植二・三年後に一・二名が内緒で行ったものである。

滝川屯田にあっては入植翌年の明治二十四年の状況を見ると、播種面積の大きい順に蕎麦・馬鈴薯・小麦・大豆・小豆・大麦・蔬菜・粟・黍・麻・その他となっており、三中隊と四中隊の播種面積に多少の差はあるもののだいたい同じものを植えて収穫をあげている。

この播種に当たって官給種子は当然植え付けが行われたが、自己負担の種子がそれを上回っている。官給種子植付面積では粟が一番多くなり、続いて馬鈴薯・蔬菜・大豆・小豆・玉蜀黍の順となるがこれ等に入らない蕎麦・小麦がはるかに多く播種されているのである。また官給種子でも粟が給与播種面積の一・四二倍の播種に対し馬鈴薯が五・八三倍、大豆四・八三倍、小豆四・七五倍、蔬菜二・三六倍となっており玉蜀黍は下回っている。

このように自己負担の播種が多く三六町歩余に対し、官給は六町六反歩の播種面積であるが、墾成面積の七分の一程度にしか播種できない状況にあった。

さらに翌年は種子の確保によりしだいに植付を延ばし、植種の厳選を行いながら地形・地味にあった指導を受けながら農業の自立がはかられたのである。

第四編 屯田兵制

明治二十四年中第二大隊開墾状況

中隊名	村名	戸数	人口			反別		
			男	女	計	墾成	新墾	別計
第一中隊	江別村	三三〇	六八六	六八一	一、三六六	四、五五〇	三、九〇〇	四、四〇〇・六〇〇
第二中隊	江別村 篠津村 対雁村	三三五	七〇二	五五四	一、二五五	四、〇七〇	三、六〇六	四、三三〇・六〇〇
第三中隊	滝川村	三三〇	五五四	四九四	一、〇四八	一、六五〇	一、二九二	二、九二〇・六〇〇
第四中隊	滝川村	三三〇	五五七	四三三	九六六	二、〇五三	一、三三三	三、三三三・九〇〇
合計		八八五	二、〇四三	一、五二二	四、五三二	一、七七八	一、五七二	二、五〇七・三、七二七

明治二十四年屯田農業状況

第三中隊 反別 收穫

大 麦	町畝	三、六三三	四、三三七
小 麦		三、三六〇	〇、四九六
裸 麦		一、八四一	六、〇〇二
蕎 麦		四、八三〇	三、四三〇
燕 麦		—	—
粟		三、三三三	一、三三六
稗		〇、七二〇	六、七〇〇
大 豆		三、〇四三	九、九二〇
小 豆		一、八〇一	七、五五〇
扁 豆		二、一六二	一、四一四
豌豆		〇、九三三	四、九七七
黍		一、〇三二	三、七九六
蜀黍		—	—
玉蜀黍		一、二六六	三、八七七
馬鈴薯		四、三三一	四、七七七
麻		九、七七一	一、八七七把

第四中隊 反別 收穫

大 麦	町畝	三、九七三	二、九二四
小 麦		二、七三三	一、九七〇
裸 麦		三、三三〇	三、七七七
蕎 麦		四、七四二	一、九八〇
燕 麦		〇、三三〇	二、五五〇
粟		一、四二二	一、〇三三
稗		〇、四三三	三、九二〇
大 豆		三、〇九二	六、四四六
小 豆		一、七〇〇	七、〇〇〇
扁 豆		一、七〇〇	七、二七七
豌豆		〇、七三三	二、五五〇
黍		六、九九二	四、四四四
蜀黍		〇、四三三	二、五五〇
玉蜀黍		一、二九〇	九、五五五
馬鈴薯		三、〇七四	四、九七七
麻		三、三五一	一、六五二

蔬菜	一五、七三三	二、〇三〇円四	一五、二四〇	一、三三三円九
馬	二四頭	—	二五頭	—
豚	三	—	七頭	—
鶏	五九二	—	四九二	—
菓木(りんご)	三九九	三五・四〇	一三七	九・四五
桑樹	三四〇本	一七〇・五〇	—	—
繭	—	二、六七六・〇〇〇	—	二、九五七・〇〇〇
生糸	—	〇、二七〇	—	〇、一〇〇
真綿	—	二、三三〇	—	〇、五五〇
網	—	—	—	七円
味噌	—	三、五三斤	—	一五、三六斤
醬油	—	三、八三	—	二〇、九三〇

〔参考 北海道通覧・屯田兵稼穡年表〕

農耕以外の農業振興

北方寒地に適する農業の振興をはかる方策がとられ、果樹として梨・苹果(りんご)・桜桃などの奨励があり、自然桑の多いことから養蚕や麻・亜麻の栽培などが行われた。

養蚕は副業として特に奨励されたものである。明治八年に琴似屯田が設置されるとただちに養蚕を普及し、ひとまず試験時代を経てその後の屯田移住兵村にはこれを採用した。

桑の自然木が多いところから養蚕が可能であることは開拓使顧問ケプロンなどの意見にあり、屯田兵第一の産業とする方針を樹てたのである。桑樹の育成について指示した事項がある。

桑樹点検順序

- 1 養蚕は兵屋毎戸に営むべく、若し独身或は養蚕の事業熱せざるものは、同士協合して養蚕室若しくは自宅に於て飼育すべきにつき、附園地の桑樹は最も保護を加え、風折枯木等になりたる分は悉く野桑以て植継をなし、即時点

検するも差支えざるよう注意すべし。

2 各隊の受持士官は大隊長の指揮を受け毎年五月桑樹枯倒なきや園地点検し、七月に至り根本より叢生の蘗を丁寧<sup>に</sup>刈り取り努めて根本繁雑を去らしめ、その十月枯損叢生なきに改むべし。

3 五月十日雨季の点検には局長巡視点検すべし。

4 桑樹間作にプラオ・ハロー等を使用するには若しからずと雖も苦し桑樹・繁茂を妨ぐる患ある時は使用を許さず。

5 桑樹の良好なるものは其蚕糸も又良好なるを以て各自肥糞を若し桑の大にして重畳あるものを作ることに注意を加うべし。

△「新琴似屯田史」▽

各戸に桑苗を配給し、蚕座を各二〇枚、種子紙も配って事業場を集めてその飼育管理を指導した。これは滝川・江部乙の両屯田でも行われたので明治年間には栄んであった。

果木は苹果(りんご)を奨励し、苗木を各戸に配りしだいに増加していった。江部乙屯田においても奨励したので明治三十五・六年ごろになると「林檎の滝川」と言われるほどに有名になった。

しかし明治末期に害虫がつき腐爛病の発生もあって大正に入っては東二・三丁目と江部乙の東九丁目以北の丘陵地帯が林檎園として残るにとどまった。

現在は滝川地区は一部を残しほとんどなく、江部乙地区が盛んで「江部乙林檎」は道内有数の産地として有名である。

麻の栽培も行われた。明治初年に麻が本道に適することがわかると、開拓使では麻の栽培を奨励し、琴似屯田に試作させ<sup>からせし</sup>、一〇貫を収穫した。さらに十一年野州(群馬・栃木)から麻種を入れ一、〇三三貫を収穫した。この製線方法を研究し冬季農閑期に製麻をするようにした。明治二十二年には仏国からいろいろな種子を購入して

屯田兵に試作された。

滝川屯田においては二十四年に第三中隊九町七反七畝・第四中隊三町六反五畝に播種してこの年に二百八十三貫余の収穫をあげている。

また亜麻の栽培も行われたがこれは大正年代に最も栄んであった。大正五年に番外地に工場が立ち一カ年の生産高三五万斤(二二〇トン)をあげており、これに應ずる亜麻耕作が六〇〇町歩あった。大正十年以降は水田耕作に切替える者が多く、亜麻耕作は大正年代で終わったのである。

#### 滝川兵村農会

屯田兵村における営農や農業改良指導を目的とした滝川兵村農会が明治二十八年十二月七日発足した。これは滝川兵村と江部乙兵村も含むもので、屯田兵幹部の配意のもとに道庁農商課及び北海道農会との連絡を密にとり、徹底した営農指導をはかるために組織されたものである。

#### 滝川兵村農会発会式

空知郡滝川兵村農会の組織成り客月七日午後一時を以て其発会式を挙行せり、式場は同村小学校を以てこれに充つ出席者の重なるものは大隊長屯田歩兵少佐佐藤当可、副官同大尉藤本専作、第一中隊長同大岡勝重、第二中隊長同酒出季由、第三中隊長同友田正、第四中隊長同星願造及び中尉名越源五郎難波田憲欽、川上親興、新井松四郎、矢田量平の諸氏並びに北海道庁より出張したる農商課員末松格平、国島和太夫の両氏北海道農会より出張したる同会書記大西長太郎氏等とし其他来会者無慮五〇〇余人、席定まるや藤本専作氏発会式挙行の旨を告げ次で佐藤当可氏会長席に就き発会の趣旨を演説し會員菊地若松氏答辭を述べ次で農談会を開き末松格平(「北海道の養蚕等に就て」)、国島和太夫氏(「普通農家の耕作し得べき畑の程度に就て」)の演説あり畢りて来会者に酒肴を饗応す。此間大西長太郎氏の苹果に関する演説あり、午後四時頃散会を告げたり、同会規則は左の如し因みに記す同会は北海道農会と連絡を通し農事

第四編 屯田兵制

の改良進歩を謀るの計画なりと云ふ（注 規則を略す）。

△道庁行政資料室蔵「北海之殖産」第六七号▽

この第二回農談会は翌二十九年三月二十一日の農耕期を控えて行われている。

滝川兵村農会第二回農談会は去月二十一日空知郡滝川村滝川小学校に於て開会せりと、来会者は佐藤大隊長、藤本副官、各中隊長及び将校、月居戸長、北海道庁農商課員国島和太夫氏其他会員六〇余名にして研究問題は第一、地方に適する穀菽蔬菜並に副産物の種類及び選種法、第二、本年耕作すべき作物の標準にして夫々討議研究をなし佐藤大隊長の告諭あり、次に国島氏亜麻の沿革及び将来に就ての意を述べ、又会員交々所見を陳ぶるものあり了りて閉会を告げたりと云ふ。

△「北海之殖産」第六集第七〇号▽

本道と屯田兵開拓の関係

本道における屯田兵制度は、土地開拓に及ぼした影響が最も大きなものである。

この制度の効果及び内容を見るととき

- 1 屯田兵は直接本道未開地を開墾したこと
- 2 屯田兵は地方移住者の先駆者であったこと
- 3 如何なる困難な土地でもこれを開発したこと
- 4 屯田兵制度によって土地の分配を適当にしたこと

の四項目に大別できるものと考えられる。

屯田兵に対して本道未開地の処分をした総地積は実に七万四、六一町歩余であつて、本道本島の総地積は町歩換算七八七万五、八四三・三町歩であるから、その約〇・九五パーセントに相当している。

また現在耕地面積九一万五、六五〇ヘクタール換算九二万三、二五〇町歩に比較すれば約八・一パーセントに当たる。

いまその経過として明治八年から三十三年までの開墾地積を見ると次のとおりである。

年次	屯田兵以外 の新墾地積		年次	屯田兵以外 の新墾地積	
	町	町		町	町
明治八年	一、七三・三	四、四三・〇	明治二二年	四、四三・〇	五三・二
同 九	五七・二	一七・七	同 二三	三、九七・五	九三・七
同 一〇	五八・三	六九・九	同 二四	六、九六・八	一、三三・九
同 一一	五八・八	一八・五	同 二五	七、八四・一	一、五〇・三
同 一二	一、六七・二	一〇六・二	同 二六	八、六二・二	一、七四・六
同 一三	一、七九・一	五〇・〇	同 二七	一五、八九・一	二、三三・七
同 一四	一、八〇・〇	三〇・〇	同 二八	一五、六七・一	
同 一五	三、〇五・四	三三・八	同 二九	一九、五七・六	五、一六・五
同 一六	八、四五・九	一〇九・三	同 三〇	二五、三三・五	
同 一七	三、三四・五	三三・八	同 三一	二八、一七・七	四、〇三・二
同 一八	八、七四・四	一八・二	同 三二	三〇、〇三・一	一、六七・八
同 一九	四、三〇・四	四四・〇	同 三三	二九、五六・六	一、六四・五
同 二〇	五、三六・五	六八・七	計	三六、五六・九	三三、七四・五
同 二一	四、四四・七	五八・三			

これを空知郡についてみると、明治二十二年から二十七年までの全郡に対する屯田新墾の比較は次のとおりであった。

年次	新墾地		年次	新墾地	
	全郡	屯田兵		全郡	屯田兵
明治二二年	四、四三・〇	五・四	明治二五年	八、四三・〇	三、九三・四
同 二三年	四、四三・七	二、六三・二	同 二六年	一、五〇・五	二、四四・八
同 二四年	五、七六・六	三、四三・三	同 二七年	一、七六・八	一、一六・二
		六、〇三・%			六、八二・%

また屯田兵入植以前のその地方における耕地面積ほどの程度であったかについて記すると、次のとおりである。

郡名	全部の面積 方里	年次	耕地	一方里に對する 耕地
札幌	一〇方里	明治七年	三三・〇町	三・六町
室蘭	四	一九	三九・六	九・九
空知	二八一	二〇	五八・二	二・〇
紋別	三一〇	二九	七〇・七	〇・六
常呂	一六八	二九	八六・三	〇・五
雨竜	一二三	二七	八六・三	六・七
上川(石狩)	二七八	二三	！	！
上川(天塩)	一六二	三一	！	！
根室	五七	一八	三三・〇	四・三
厚岸	九一	二二	七・三	〇・九

この表から室蘭は一方里に七九町九反歩の割で耕地があり、屯田入植前に最も開けていたことがわかる。上川地方については屯田入植前は全然耕地がない、ということとは先住者がだれもいなかったということである。

明治三十二年に上川郡士別村と剣淵村に屯田兵村が設置されたのを最終として屯田移住は行われなくなったが、明治三十三年現在の本道各屯田兵村における給与地の開墾状況を見ると次のとおりである。

明治三十三年現在給与地及び開墾地比較一覽表

兵村名	給与地積	開墾反別	給与地に對する開墾地の比	備考
山鼻	一、二〇・〇町	五三・三町	五二・%	開村後二四年
琴似	一、二五・三	七〇・七	五七	二五年
新琴似	一、〇五・〇	五八・八	五七	一三年
篠路	一、〇六・三	五八・八	五七	一一年
野幌	一、二二・〇	五九・二	五四	一五年

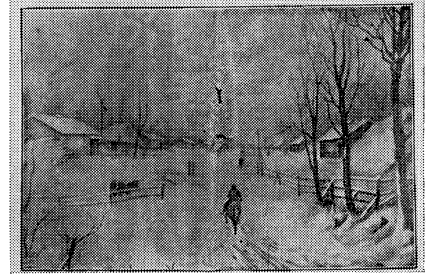
第五章 兵村の制度と活動

江別	美唄	高志	茶志内	北川	南川	北江部乙	南江部乙	東秩父別	西内	納内	東山	東山	西麻	上東旭川	下東旭川	輪西	士別	北剣淵	東和	西和	北和	南太田	上野付牛	中野付牛	下野付牛	北湧別	計
七三・三町	六三・三	四〇・九	四七・三	四一・七	一、三五・〇	一、〇三・三	二、〇六・三	三、〇五・七	一、〇四・三	一、〇三・〇	一、〇三・〇	一、〇三・〇	一、〇三・〇	一、〇三・七	一、〇四・五	一、〇三・九	五〇〇・〇	一、六八・三	一、〇五・〇	一、〇二・七	一、〇六・〇	一、一三・三	三、〇五・〇	二、〇八・三	三、六・九	三、六・三	三、六・三
四七・七	二七・三	三三・〇	三三・〇	六三・九	七〇・一	一、四九・三	三、〇六・五	九三・三	八六・九	一、二五・七	一、二五・七	一、二五・七	一、二五・七	九一・九	五九・四	四四・四	三七・〇	五〇・六	三七・九	三三・四	二九・七	三三・七	一、四三・五	一、四〇・八	二、〇二・八	二、〇二・八	五、六・三
五九・%	六六	五六	七七	六〇	六六	七〇	六八	九四	八〇	六二	六二	六二	六二	六七	五九	四三	二七	三〇	三七	三四	二八	三〇	五〇	五六	五六	五六	五六・三
開村後二二年	九年	九年	九年	九年	一〇年	一〇年	五年	九年	九年	八年	八年	八年	八年	八年	八年	一三年	一年	一年	一四年	一二年	一〇年	一〇年	三年	三年	三年	三年	三年

△江部乙町史▽

滝川屯田兵村之景

滝川屯田兵村、石狩國空知郡空知太ノ北東石狩川ノ沿岸ニアリ其地寒ク樹木稀ク雪積ルヲ以テ明治二十五年始テ屯田兵屋ヲ建築シ津川移住民ノ内九十二戸ヲ移入シ翌二十三年山口山形佐藤等諸縣ヨリ募集セルモ三百四十八戸ヲ移シ二十七年又四百戸ヲ移シ越前四國中隊八百四十戸ハ上川道路ノ南側ニ移住ルル好村ヲ以テ其地ニ移住シ二十七年本ノ於ケル陸軍及内務省ノ附屬トシテ小豆、粟、蕎麥、大豆、小麦、粟、高粱、馬鈴薯、玉蜀黍、豆、豆トシテ其收穫量反シテ付大凡小豆各々廿石五斗粟七斗小麦六斗高粱各石壹斗馬鈴薯廿八俵玉蜀黍各石九斗五斗大豆石六斗水田ハ或則一反歩アリ或反歩ノ收穫量壹石トシテ交與米九千八百五十石本道樹五萬四千九百八十石本アリ嗣四十石ヲ收穫スル本國ハ滝川屯田兵村ノ一部ニ於ケル冬季ノ景色



滝川屯田兵村之景<北海道殖民図解、明治28年道庁内務部殖民課発行>

第六節 屯田歩兵第二大隊日誌

屯田歩兵第二大隊(最初第五大隊と称した)の経過を知るため、左にその日誌を掲げることにした。

明治二十二年

十二月三十日 第五大隊第一中隊を滝川村に設置せらる戸数九十二、人員二百

五、皆十津川移民住民中より募集せし者なり当時官舎未だならず、兵屋

八棟を以て之に充つ、而して他の兵屋は移住民の填塞する所たり、中隊

長は県大尉、中隊附士官は福井、大原の両中尉及藤本少尉とす、当時最

後の二名は未だ着任せず。

明治二十三年

三月二十日 学術演習を向ふ晴天三十日間実施す、新兵係教官を藤本少尉と

す。

五月三日 第一中隊仮細則を定め同月十二日より施行す。

六月二十三日 第五大隊本部を滝川村に設置せられ、二十五日より開庁し、其

の事務を仮りに第一中隊事務所内に置かる、此日大隊長着隊。  
六月二十八日 第一中隊の三十五戸を割き第二中隊を置く、於是第二中隊の大  
隊編成なる、隊附幹部左の如し、

大隊長 野崎少佐 副官 大原中尉 第一中隊長 県 大尉

第二中隊長 山県大尉 第一中隊附士官 伊地知中尉 同 福井

中尉 同 藤本少尉 第二中隊附士官 友田中尉 同 秋山少尉

六月二十九日 移住民始めて悉く兵屋を去る、警備の爲め臨時歩哨三名を増置す。

六月三十日 六月三十日より七月七日に至る八日間を以て山形、山口、佐賀、

福岡、熊本、鹿児島、六県より徵募せし三百四十八戸入隊し、之を両中

隊に編成し、始めて二百二十戸の中隊二隊となす。

七月二十八日 川村大佐来村

第五大隊内務規定等を編し八月一日より実施す。

八月一日 コレヲ予防委員五名を置く。

八月四日 八月四日より新兵教育に着手す。

八月十日 非常警備書を定め同日より実施す。

八月十二、三日 此の両日を以て検閲を受く。

八月二十七日 大隊長新兵第一期検閲を施行し喇叭専修者を命ず。

八月二十八日 川督監督来村。

八月二十九日 榎本子爵来村。

九月二日 大隊の号音仮譜を定む。

新兵教育助教の爲来隊せる下士三名上等兵三名を両中隊に配属す。

九月四日 見習士官三名を両中隊に配属すること左の如し。

第一中隊菊地見習士官 第二中隊大塚、川上両見習士官

九月十六日 兵屋番地の数字を改正し又墓地区域の番号を定む。

九月二十二日 石黒軍医来村。

九月十九日 本日より一の坂及熊穴坂南方に分遣哨各一戸を出す。

九月二十八日 司令官来村各地巡視郡長随伴す。

十月二日 大隊長新兵第二期検閲を施行す。

十一月二日 今般下賜せられたる両陛下皇太子殿下御真影に供奉し野崎少佐

札幌より帰村す、大隊は空知川畔まで奉迎す。

十一月三日 二の坂遙拝所上棟式を行ひ聖影を同所に遷し奉り祭典を挙行す。

十一月十八日 一の坂及熊穴坂分衛兵を撤去す。

十二月 一日 改正大隊内務規定等を実施す。

十二月 六日 梵鐘を本部前に吊し喇叭の諸号音に換へしむ。

明治二十四年

一月二十四日 梵鐘寒威のため破損せしを以て諸号音は旧に復し喇叭を以て之を報ず。

二月十三日 大隊本部に電話器を架設せられ札幌及上川忠別間に於て各同器架設の箇所に通信を開始す。

三月十七日 大隊は春季大演習の爲め石狩銭函線に至る同月二十三日演習、蓋し今回施行の機動演習企画の大なる屯田兵開設以来嚆矢とす。

四月 屯田兵配備表改正により同月一日より屯田兵第三大隊を廃し中隊は予備役編入空知屯田兵と合併し江別屯田兵を第一中隊第二中隊とし空知屯田兵を第三第四中隊として屯田兵歩兵第二大隊と称す。

四月 四日 大隊長野崎歩兵少佐大隊職員を随へ受領の爲め江別兩中隊長屯在二地に出張同月十日帰隊。

六月 四日 片岡待從來村。

六月十二日 待従片岡利和上川より帰途來村練兵学校業務場及兵屋を視察す。

六月二十八日 フイフォン伯爵独逸公使館書記官ウオルドハウズン來村。

七月十五日 兵隊移住記念祭を執行す蓋し此の日を以て毎年例祭日と定む。同日午前六時兩陛下並皇太子殿下御聖影遙拝所に遷座、軍隊は正裝大隊長之を率ひて座表前に於て敬礼す、兩小学校生徒は遙拝所前に整列敬礼す。右終つて一般に御聖影奉拝を許す、同日午後四時御真影大隊本部に遷幸。

八月 七日 歩兵大佐高橋維則來村。

八月二十四日 京都府知事北垣国道來村。

九月十二日 北海道庁長官渡辺千秋職務を以て本村巡視。

九月二十五日 陸軍監督長野田轄通來村。

十一月 八日 屯田兵司令官永山武四郎定期検閲のため本村巡視。

十一月二十一日 大隊長會議へ臨席のため野崎少佐副官井田中尉を随へ出札十月九日帰隊す。

十二月二十八日 依例御用終り休業

明治二十五年

一月 一日 午前十時本部將校以下參集賀新禧。

野崎少佐免本職被補屯田歩兵第一大隊長三月七日赴任の途に就く。

二月二十二日 屯田歩兵大尉吉田清憲屯田歩兵第二大隊長心得被仰付三月三日辭令拝受。

八月十二日 參謀本部第一局長陸軍歩兵大佐大迫尚敏及陸軍省軍務局砲兵事務課長陸軍砲兵中佐中村雄次郎各属員を随へ職務を以て來隊。

八月三十一日 陸軍中将西郷從道屯田兵司令官陸軍少將永山武四郎來村に付中隊教練を閲覽に供す。

九月九、十日 兩日定期検閲を受く。

九月二十一日 屯田兵司令官永山武四郎上川より宮内大臣土方久之御料局長岩村通俊北海道庁長官北垣国道と來村、南北兩小学校を一覽。

十一月 十日 本大隊(第三、第四中隊)は月形、当別、江別へ三泊行軍をなし、十二日江別に於て第一、第二中隊(江別)を南軍とし、第三、第四中隊(滝川)を北軍とし野外演習を挙行し終つて分列式をなし翌十三日汽車にて歸村。

十二月二十八日 明治二十二年十二月入隊の下士卒(九十二戸)二十九日現役満期に付本日予備役編入式を施行す。

明治二十六年

一月 朔日 將校下士本部に於て參集御聖影を拝し奉る。

一月 七日 午前九時陸軍始を施行す。

一月十二日 非常警備書を改正し即日發布す。

三月二十二日 春季機動演習のため胆振国苫小牧村に至る、同二十五日演習を終へ札幌に含宮す、翌二十六日第一大隊練兵場に於て挙行せる屯田兵諸隊の觀兵式に列し二十七日歸村す蓋し、往復共に汽車行軍となる、演習參加の諸隊は屯田歩兵第一、第二、第三大隊及砲騎工兵隊とす。

五月三十一日 軍事及農況視察のため大隊長心得吉田清憲副官藤本專作を随へ

第四編 屯田兵制

江別両中隊へ出張六月三日帰村。明治二十三年入隊下士卒六月二十九日(四十三名) 同月三十日(四十一名) 七月一日(三十九名) 同月二日(四十名) 同月三日(四十二名) 同月四日(三十二名) 同月五日(五十六名) 同月六日(四十七名) 現役満期に付予備役に編入す。

八月 九日 井上内務大臣職務を以て本村巡視。

八月十七日 定期検閲として屯田兵副官司令家村住義各属員を従え本隊十  
八、九日両日検閲を施行せらる。

十一月 一日 吉田大尉被任陸軍歩兵少佐同日被補屯田歩兵第二大隊長。

十一月二十六日 吉田少佐休職被仰付同三十日拜受。

明治二十七年

一月二十六日 屯田歩兵少佐菊地節藏被補屯田歩兵第二大隊長同二十一日着  
村。

四月 一日 字ユーベオツ第二大隊の第五、第六中隊を設置せらる。

五月 五日 第五、第六中隊へ下士二名卒百三十一名入隊す。

五月十二日 同下士二名卒百四十九名入隊す。

五月十七日 同下士三名卒百十四名入隊す。

五月十八日 ユーベオツ練兵場に於て新兵入隊式を施行す。

八月十五、七、八日 此の日に於て第五、第六中隊新兵教育第一期検閲施行。

九月二十四日 二十四日、二十五日両日第五、第六中隊第二期検閲施行当日浅  
田参謀長司令官代理として臨場せらる。

明治二十八年

三月 四日 充員令を受け出征同年五月十五日講和条約交換済なるを以て復  
員命令に接し同六月二十二日復員解散其出征中の細大の事績は載せて陣  
中日誌に詳なり。

六月 二十日 江部乙第五、第六中隊を第一、第二中隊と改称せらる。

六月二十六日 大尉大岡勝重事務引継の爲め室蘭中隊へ出張を命ず。中尉難波  
田憲欽被服委員を命ぜらる。三等軍医三浦誠吉当大隊附に補せられ依つ  
て第三中隊医務分担任を命ず。

七月二十三日 大尉佐藤当可当大隊長心得に補せられ昨二十二日佐倉歩兵第二  
聯隊より転任。

七月二十四日 第三中隊より下士一名上等兵三名第四中隊より下士二名上等兵  
三名を雨竜新設第一大隊新兵教育官として出張せしむ。

七月二十九日 大尉佐藤当可少佐に任じ当大隊長に補せらる。

八月 九日 二等軍医永末茂太郎当大隊付に補せられ依而第四中隊医務分担任  
を命ず。

九月二十六日 大尉酒出季由中尉菊地直人御用有之台湾へ出張を命ぜらる。

十月 七日 少佐佐藤当可大尉大岡勝重隊務視察として各大隊へ出張を命ぜ  
らる。

十月 七日 大尉藤本專作二等軍医浅野量太郎馬医経理事務取扱委員を命  
ず。

十月十五日 二等軍医永末茂太郎免本職被補屯田歩兵第一大隊附転出。

十一月二十七日 二等軍医浅野量太郎免本職被補近衛師団監督部部長転出。

十一月三十日 三等軍医島元太郎被補当大隊附着村。

明治二十九年

一月 九日 三等軍医肥佐田竜吉学生として軍医学校へ入校を命ぜらる。

一月二十日 少尉野沢与七被補当大隊附着村依て第三中隊附を命ず。

三月二十一日 特務曹長菊地若松二十九年新募屯田兵受領補助官として福岡外  
三県へ出張を命ぜらる。

三月二十八日 美唄地方へ大隊一泊行軍。

三月三十一日 第三、第四中隊へ編入の和歌山県十津川人九十五戸後備転役。

四月 九日 三等軍医清水吾助特務曹長長谷吉被補当大隊附着村につき清  
水軍医は第二中隊医務分担任特務曹長は第三中隊附を命ず。

四月二十二日 少尉新井松四郎被任中尉。

五月二十二日 三等軍医清水吾助休職被仰付同日三等軍医堀江頼信被補当大隊  
附着村に付第二中隊医務分担任を命ず。

六月十五日 本日より射撃演習の爲め八日間予備役を召集す七月八日中尉名越  
源五郎任大尉被補屯田歩兵第四大隊副官転出。

七月十四日 中尉上杉憲一被補当大隊附着村に付第二中隊附を命ず。

九月 三日 本日より三日間大隊長第二期検閲施行す。

九月 七日 一等軍医大竹康造衛生事務会議出席の爲め出札を命ぜらる。

九月十七日 少佐佐藤当可大尉藤本專作参謀旅行演習の爲め函館地方へ出張

を命ぜらる。

十一月十二日 中尉川上親興免本職被補独立歩兵大隊附転出。

十一月二十日 岩見沢月形地方へ大隊四泊行軍。

十二月二十八日 特務曹長須田源五郎陸軍經理学校へ入学命ぜらる。

十月十七日 友田大尉免本職被補札幌幌陸隊区司令部副官転出。

明治三十年

一月 六日 一等書記柴田作治郎任三等軍吏被補札幌陸軍經理部計算官転出。

一月十六日 大尉平井正道被補当大隊着村に付第三中隊長を命ず。

三月三十日 一等軍医大竹康造休職被仰付。

三月三十一日 第三、第四中隊後備転役に付同隊二ノ坂練兵場に於て編入式施行。

大尉酒出季由、平井正道、中尉難波田憲欽少尉矢田量平特務曹長長谷幸吉免本職屯田歩兵第四大隊中隊長並大隊附転出。

六月 九日 壘国陸軍大尉サモイロフ来隊。

六月十三日 本都督野津大将当隊検閲。

六月二十八日 中尉中村驍少尉三上慶須被補当大隊着隊に付第一中隊付を命ず。

六月二十九日 少尉松林貞行被補当大隊附着隊に付第二中隊附を命ず。

八月十七日 仏国公使館附武官陸軍騎兵大尉伯爵ヒモタン来村。

九月二十六日 大隊長第二期検閲此日英国公使館附武官ヘーミンク砲兵大佐夫妻来村。

九月二十七日 独逸公使館附武官近衛竜騎兵第一聯隊付中尉伯爵フオンキューニヒスマルク来村。

十月二十日 大隊四泊行軍演習の爲め増毛、留萌地方へ出張同二十五日帰隊す。

十月二十五日 少尉三上慶須野沢与七中尉に三等軍医堀江頼信二等軍医に任せらる。

十月二十九日 大隊は小機動演習の爲め岩見沢地方へ出張十一月六日帰隊す。

十一月 六日 副官中尉菊地直人免本職被補第七師団副官転出。

三等軍医肥佐多竜吉免本職被補屯田歩兵第三大隊転出。

十一月二十三日 二等軍医堀江頼信第二中隊医務分担第一中隊医務分担を命ず。

三等軍医大町文興被補当大隊附着隊に付第二中隊医務分担を命ず。

十一月二十四日 中尉新井松四郎免本職被補当大隊副官。

十二月 二日 特務曹長河野植松一等書記芝田忠五郎陸軍經理学校へ入学を命ぜらる。

十二月二十九日 特務曹長辻福藏被補当大隊附着隊に付第二中隊付を命ず。

明治三十一年

一月 十日 三等軍吏島元太郎免本職被補台湾守備歩兵第一聯隊附。三等軍吏津路左支被補当大隊附。

三月 十日 明治三十年十二月陸軍達第百六十三号により大隊旗交換。

七月三十日 前田正名来隊江部乙寺院に於て講話をなす。

十一月二十日 本日より二十四日迄雨竜村新十津川附近に於て四泊行軍演習施行。

十一月三十日 九月八日洪水罹災者第一中隊百一名第二中隊二十三名(内二名潰家)天皇、皇后兩陛下より下賜せられたる金員拝受。

十一月二十九日 陸軍二等軍医堀江頼信免本職被補屯田歩兵第一大隊附同日一等軍医職務心得被仰付。

十二月 五日 陸軍歩兵特務曹長河野植松陸軍三等軍吏に任せられ同日被補第四十聯隊附。

十二月十六日 去月二十九日陸軍々医井島謙藏当隊附に補せられ一等軍医職務心得仰付られ本日は着。

明治三十二年

二月二十五日 陸軍歩兵中尉中村驍被任陸軍歩兵大尉同日屯田歩兵第一大隊へ転出。

三月 一日 本日より樺戸郡新十津川村トッブ川に沿ひ浜益郡茂生村に出で厚田郡厚田及石狩地方雪中行軍演習施行。

三月 九日 一名の患者もなく無事帰隊。

三月十一日 昨年大洪水罹災者へ各地有志者より義捐金百五十円を兩中隊罹災者へ分配せり。

#### 第四編 屯田兵制

四月二十二日 侍従武官陸軍歩兵大尉渡辺湊第七師団管下各衛戍地へ被差遣本

日着隊二十三日演習及兵村巡視。

十月 一日 本日より九日間第七師団小機動演習に参与（澹川より上川迄の間）

十月二十九日 陸軍三等軍吏津路左玄病死其の後任とし陸軍三等軍吏岩田富三郎十二月四日着隊。

明治三十三年

一月十八日 陸軍三等軍吏岩田富三郎第七師団副官部付に補せられ後任とし

て陸軍三等軍吏深谷弥五郎同日転補。

四月 七日 陸軍二等軍医大町文典第七師団軍医部部員に補せられ後任とし

て陸軍二等軍医新田友三郎同日転補。

八月 七日 陸軍二等軍医新田友三郎休職仰付けられ後任として陸軍三等軍

医後藤文治同月九日転補。

十月二十日 陸軍歩兵大尉大岡勝重屯田歩兵第一大隊中隊長に補せらる。

十月三十一日 陸軍歩兵少佐佐藤当可歩兵第二十八聯隊第二大隊長に補せらる。

十一月 二日 陸軍歩兵大尉藤本専作歩兵第二十八聯隊中隊長に補せらる。

十一月十二日 陸軍歩兵大尉鈴木元五郎屯田歩兵第二大隊中隊長に補せらる。

十一月十二日 陸軍歩兵中尉新井松四郎陸軍歩兵大尉に任ぜらる。

明治三十四年

三月三十一日 当大隊第一、第二中隊現役満期後備役に編入に付解隊。

### 第七節 屯田兵恩給

#### 1 扶助料追給請願

屯田兵には入植後三カ年間の扶助料支給があった。これは現役三カ年の規定によるが、明治二十七年に条例が改正され現役八年とな

ったものの給与の改正はなかった。

翌二十八年からは扶助米及び塩菜料を五カ年にわたり支給するよ  
うに改正があったものの、内容においては三カ年給与額とほぼ同額  
程度となるもので、支給三年目からは減額されて期間が延長されて  
いる程度といえるものであった。実際には江部乙屯田は三カ年支給  
のみであった。

澹川屯田については現役三年であったため、特に問題とはしな  
かったが江部乙屯田については現役七カ年となったところに問題がお  
きた。すなわち現役期間の延長は常置兵備期間の延長であって、そ  
の間は自己が農業に専念することが不可能となり、当然その間の扶  
助料支給を受けるべきものであって、現役期間のみ延長して支給を  
廃止することは兵員にとってはなほだ苦痛であり、不都合であると  
いうことになる。

したがって当然政府としてはこれらに対しなんらかの方法を講ず  
べきであるという考えが漸次多くなった。

大正五年ごろになってからこの追給を受けるべき請願をすること  
になった。江部乙兵村と同様な秩父別・一巳・納内・永山・当麻・  
東旭川などと提携し、岡本岩蔵ほか一、二〇〇名をもって東京の清  
水清五郎に請願に関する一切を委任し、また岡本岩蔵・三沢貫之助  
等が運動のため上京するなどの結果、大正七年両院議会において可  
決をみて屯田兵救恤金が対象屯田兵に対し給与された。

## 2 屯田兵恩給支給請願

扶助料追給請願のため上京した際に当時の陸軍省限経理部長と面談して、種々理由を述べ事情の諒解に努めた。

この時経理局長が屯田兵に対し恩給を支給することの方が適當な事であると洩した。

このことにより三沢貫之助等は帰町後直ちに屯田兵一同と協議し、他兵村と協力して正當に支給される屯田兵恩給について請願することになった。

道内各地の屯田兵で資格のある者と連絡をとりながら、各兵村から代表者一名を選び、この請願をする運びに至り江部乙兵村からは三沢貫之助が委員となり、他兵村の委員と協力して活動した。

屯田兵恩給請願の主意書は次のとおりである。

屯田兵の現役期間を恩給年に通算せられざる為め定期の年限に達するも恩給法の恩恵に浴し得ざる者凡そ一千三百人あり依つて軍人恩給法を改正し普通師団兵と同様恩給賜与の途をひらき以て此等取り残されたる薄幸者を救済せられんことを請願するに在り

一 屯田兵とは如何なるものなりや

明治七年十月創定の屯田兵条例に依り募集せられ其任務は北門の整備と北海道開発の先驅たるにありき兵制は屢々改革せられ最初は兵農義務を以て其職分とし服役二十箇年にして現役三年なりしも東洋の風雲漸く急を告ぐるや明治二十五年以後移住の屯田兵に在りては其軍事教育方針を改め家族は耕稼に戸主即ち兵員は専ら軍事の訓練に務むることとなり現役三年を七年に延長せられたり本請願に及べるものは即ち後者に属せり。明治二十九年第七師団の設置せらるるや屯田兵司令官は第七師団長に補せられ司令部は廃庁各屯田隊は独立大隊として又基準隊たりしなり。

### 二 屯田兵の軍事成績如何

前項述べたるが如く平素の軍事訓練は師団兵と敢て異なる所なく其の成績も又優秀なりしは別紙陸軍少将渡辺水哉閣下(当時大隊長)並に陸軍大将浅田信興閣下(当時參謀長)の証明せらるる所なり。

三 現行法により屯田兵にして恩給賜与の恩恵に浴せるは如何なる者なるや  
大正元年法律第六号軍人恩給法の改正によれば北海道に移住の際定期の給与を受けたる屯田兵以下士卒にして従軍し又は兵村監視若くは屯田兵部隊となり軍隊の常務に服したる時は其日数(第十八条第八項)とあり、本請願に及べるものは日清日露の戦役に従軍したれば是に現役六年乃至七年を加算するとき大部分恩恵に浴し得るものなり。

然るに偶々部隊附とならざりし理由を以て依然不遇の地位に置かる然らば其の所謂屯田兵隊附とは如何。改正法適用の実例に依れば同じく屯田兵にして給与係射撃係縫工靴工等を謂へるが如く想ふに改正法の根本は此部隊附の者は屯田兵本分の兵農両全を妨げ現役中自家の経営を顧る能はざりしとの理由ならんも前叙したるが如く屯田兵自身は孰れも軍務に専心したる結果殆んど家事を顧るの余裕なく更に勤務の實際に於ては所謂部隊附たりし者却て閑職に在りたるは普通師団勤務の差の夫の如し。

茲に該改正に本末顛倒の嫌い有るを痛切に感ずる次第なり。

四 何故に屯田兵の現役期間を恩給年限に通算せられざる乎

- (イ) 屯田兵の応募の際恩給に關し法の保護を与へられざりしとなすこと
- (ロ) 服役の實情に於て普通師団兵と異なれりとなすこと
- (ハ) 屯田兵に対する給与の方法は普通師団兵と異なれりとなすこと
- (ニ) 文武官吏の恩給法を改正して既定の恩給額を増訂したるが如き或は其の適否は兎に角屯田兵に対しても一部の者をして新に恩恵に浴せしめたるが如く幾多の先例あり
- (三) 本請願に及べる兵員等の現役当時の状況は前陳の如く殆んど家事を顧みる暇なく六年七年の永き現役に服せる結果其の成績は師団兵に遜色なきのみか寧ろ卓越せる点ありしは別紙証明のみならず屯田兵自らも深く信ずる所なり
- (四) 受給与状態は土地は一戸に付五町歩を給せられ外に最初の三ヶ年は一戸五人を限り一日玄米七合五勺中人五合、小人三合又塩菜料一錢五厘、一

第四編 屯田兵制

錢、七厘の割合を以て扶助せられ後の三年乃至四年間は何等の扶助を受けざるのみならず師団兵の如く十日毎の手当さえ給与せられざりしなり、是れ果して優遇なりや、当時北海道の状況たるや即ち開拓の初期に属し人煙稀にして荒寥たる原野鬱蒼たる森林は徒に熊熊の跳梁に委ね其開拓は殆んど一種の冒險的事業に類し何人も進んで移住する者なく屯田兵を諸所に配置せらるるに及んで其警備力に信頼し一般移民の來住する者漸く多きを加へたる状態なり 而して一般農民は交通の便否地味の肥瘠等自己の撰択に依り山地の無償貸付を受け起業進歩に依り漸次拡張して第二次第三次の附与を受け得たるに反し屯田兵は一定の区域を指定せられ殊に家族と雖も嚴重なる規則に依り拘束せられ他に土地の給与を受くる能はざるは勿論外出の自由すら制限せられ為めに經濟的發展を阻止せられたること多大なり 故に今日北海道に於ける先住者たる屯田兵は概ね零落疲弊し後住の一般移民に多く成功者を見るは蓋し偶然に在らざるなり、由来北海道に於ては何人も願出により土地の無償貸付を受けたるものにして独り屯田兵に限られたる特権にあらざりしは勿論土地企業上の利益よりするときは寧ろ一般移民にしかざりし事実を有す。又屯田兵其家族に扶助せられたる一見頗る恩惠大なるが如きも是亦屯田兵のみに限られたるにあらざり北海道の開拓使を按ずるに一般移民に対しても相当扶助せられたる幾多の実例あるを認め得べし。

況んや屯田兵は北門の鎖鑰を以て六年七年の軍務に服し家族は拓地殖民の先駆として自由の拘束を受け經濟的打算を超越して耕稼に力め奉公したるに於ておや、殊に前述の如く米塩の給与は最初の三ヶ年を限られ後三ヶ年四ヶ年は何らの報償を受けざりしが故に最初の三ヶ年間に於ける給与額を當時の時価に換算して現役七ヶ年に配当し其平均を求むるときは一日一戸に対し全給与額約金十五錢に過ぎず普通師団兵一人に対する食費及手当にも不及るものあり交通不便物価高率加ふるに冬季寒冷にして衣食其趣きを異にし且つ貴重なる半生を偏避無人の境に送らざるべからざりし屯田兵の実状は国家的見地よりして考慮を払はれたきものなり

五 本件出願に至りたる動機並に経過

屯田兵は夙に恩給法上頗る不利の地位に置かれ其理由極めて淺薄なるの感ありしも久しく隱忍何等訴ふる所なかりしは一般に屯田兵は家計の豊かなるもの

なく卒先此の衝に當る者少なかりし結果も有れども政權の方策は常に公正公平なれば何時かは改正さるるものならんと信じたるに依れり、然るに大正六年恩給法改正の結果勤務の実状寧ろ閑職に在りたる者却つて新たに權利を附与せられたるが如き且つ文部官の恩給等は既に増額せられ更に近く再度の増額を決行せらるるの議ありと聴くに不遇なる屯田兵に対しては格別考慮せられざるを遺憾とし去る第四十四議會に於て初めて兩院及び陸軍当局に請願し衆議院に於ては之を採択せられ更に第四十五議會中衆議院に於ては本請願の主旨に副ふべき改正に関する建議案を可決せられたり。

右は本請願に及びたる大要に有之候処不肖等屯田兵は既に額令に近く再び昔日の如く國家の御用に相立ち難く候へ共幸に本件御採用被下候はば誠に至上の名譽にして一面生活の安定を得健全なる子孫教養の資とも相成候条何卒事情御賢察の上是非願意相違候様御同情を給はり度此段奉悃願候也

大正十二年二月

- 北海道上川郡東旭川村 高木円治外九十六名
- 同 当麻村 水野尚太郎外百三十六名
- 同 空知郡江部乙村 三沢貫之助外九十六名
- 同 雨竜郡秩父別村 平尾繁吉外八十二名
- 同 一巳村 土屋鍋次郎外七十九名
- 同 納内村 面松次郎外四十六名
- 同 常呂郡上湧別村 清水 彦吉外七十名
- 同 野付牛町 曾我市三郎外百七名

この運動を推進するため屯田兵恩給期成会を組織し、一意貫徹をはかった結果、大正十二年に於て改正法案が議會に提出され、可決をみて法律の發布に至った。

江部乙の恩給期成会では恩給受給を記念して江部乙神社に鳥居を奉納することになり、三沢貫之助、内田豊、埴渕平八、山本政吉、原田馬吉、進藤島吉が建設委員となり大正十四年六月総工費二、九〇〇円をもって起工、同年十一月十五日常陸和田産花崗岩の鳥居が落成した。太平洋戦争の終結後に一時中断した軍人恩給は復活をみて、

屯田兵に対する恩給も再支給されたので、再びその恩恵に浴した。

## 第八節 屯田兵談話及び座談会等

### 長井愛之助談

屯田兵の生国は山口・鹿児島・熊本・佐賀・福岡・山形の六県の元士族一七歳以上三五歳までの戸主に限り、家族三人以上の者が志願できた。小生は山口県大島郡平郡村の出身で明治二十三年五月屯田兵に志願して合格し六月中旬郷里を出発した。岩国新港で日出丸に乗船し、ただちに出港翌日下ノ関を通過して玄海灘に出て長崎沖を経て肥後国八代港に入港した。ここで熊本・鹿児島県人が乗船した。八代から引返えして博多に向う途中、肥前の伊萬里沖で大風に出逢い、やむなく島蔭で一昼夜停船して風のおさまるのを待った。風のやや弱まったところを見はからって博多に翌日入港した。ここで佐賀・福岡県人が乗船し、ただちに出港小樽に向って日本海を一直線に北上した。船中十一日小樽に上陸した。小樽で入植する土地・家屋の抽籤をし宿屋に着いた。二・三日小樽に滞在し石炭車に乗って岩見沢を経、市来知で下車した。市来知にあった空知監獄署で昼食をとり、美唄の監獄署出張所まで徒歩で行き、囚人と一夜同居して宿泊した。翌日空知川南岸空知太に着いた。市来知からこの間には家も人も何ひとつ見当たらず原始林ばかり。川の南岸に三浦米蔵氏の悴庄作氏の宿屋で食事をとり渡船で空知川を渡った。北岸には半年前に入植した大和十津川人屯田兵に迎えられ、入植する土地・兵屋まで案内された。家へ入る路がなく熊笹を押分

けて家に入った。山形県志願兵は一週間後に入植した。

屯田兵はみな家族連で各戸三人以上で戸主は一七歳から三五歳までの者で別に兵舎というものはない。兵農兼務であるから土地は、五、〇〇〇坪間口三二間二分五厘に奥行一六〇〇間に兵屋が一戸ずつ三〇間おきに道路をはさんで向いあい並行に建てられてあった。各丁目内に六、七〇戸一丁目から七丁目まで、四四〇戸、配置されてあった。南兵村は一丁目から三丁目まで第三中隊、四丁目から七丁目までが第四中隊である。中隊編成や練兵は一般師団兵と変わるころなく、本部は二ノ坂上にあった。練兵場は二ノ坂下であった。滝川屯田まで現役三年、予備役四年、後備役一三年であった。入植後は家の中や外に出る道路を整理したり、いろいろの給与品を三、四日おきに本部まで受取りに行き、また自分の荷物を受け取ったりした。八月に入って夏服が給与された。八月四日から練兵が始まった。晴雨にかかわらず、午前八時練兵場に集合、午前中だけ練兵をやり午後は練兵を中止して開墾に従事した。どんな降雨の時でも朝定時に練兵場に集合し「大隊命令により雨天に付練兵中止」といい渡されて家に帰り、十時ごろになるが小雨の時は蓑笠で開墾に従事した。三カ月間は変わるところがなかった。その後一カ月間に一週間ずつ練兵と使役・道路開設・番外地(今の市街地)の切開きに当たった。予備役中は衛兵や当番使役に月五、六回ぐらい、一カ年二、三回ぐらい行軍演習があった。家族は昼夜の別なく開拓に従事した。(中略)

△滝川の思い出▽ 現在の東町(元東裡)の土地は第二の給与地である。道路もなく未開地で通行も困難で開墾も思うようにならなかった。

明治三十一年の大水害で大破損、水田のようになって通行にも困難をきたした。大水害の後開拓促進のため八十何戸の地主と相談して道路を作り、土を道路の中央に盛り道路の形を作ったところ、地主もしだいに開墾を始めるようになった。復旧のため、雪の上に砂礫を布いた。下赤平（今の富平）への通路に助力する旨を申し出たので承知し空知川へ渡船場をつくって赤平へ引渡した。

また役場の土地台帳作製に調査委員となって、数十日間を毎日実地踏査をして一筆ごとに善悪を調べて等級台帳をつくった。その後税務署から賃貸価格設定委員を命ぜられた。あるいは部落会長とか組長あるいは神社総代を一六年間勤めた。神社総代中郷社昇格の必要を思い立ち、町会に対して御造管方を懇請して実現、郷社昇格と石段工事監督となって実現させた。

また土地改良、稲作の必要上灌漑溝工事を発起、現在の空知土功組合を大正五年に創立、組合議員を十数年つとめた。工事は大正六年に起工し同十一年に完成した。

屯田兵を永遠に残すため、移住記念碑建設方発起委員にもなって工事を監督し完成させた。

△昭和三十五年九〇歳鎌倉市大町辻二二九九V

屯田兵座談会 江部乙町開基六十周年記念事業の一環として屯田兵座談会を昭和二十八年八月二十五日、町公会堂において開催した。これは屯田兵が移住入殖した当時の状況を偲び思を新にするために行われたものである。出席者は

白杵喜一郎 石川 近次 木下 藤助 島津勇次郎 木下 由松  
山越源三郎 今井由太郎 寺本 末吉 山根 喜助 大崎 恒吉

小森 佐平 藤田 利一 進藤 島吉 中川原伍平 中島 伊吉  
三沢貫之助 岩橋 浅次 江口幸太郎 早弓菊一郎 福住関次郎  
川村 儀蔵 湯浅 為吉（以上屯田兵）  
森田 熊猪 大崎 栄吉 大川 彦松 大川仁太郎 虎谷宗三郎  
前田 吉蔵 福永幸之助 松原 菊蔵 関川 喜松 次原 夏助  
長野 よし（以上屯田家族として移住の者）  
が出席して、先ず屯田兵に応募した動機から始まり、入殖当時の開拓の苦心談、生活の状態、行政の状態、兵役関係について、松儀町長及び小杉助役の司会のもとに午後二時から同五時まで語り続けられた。この座談会の模様はテープレコーダーに収録されたが、その概要を抜萃して次に記述する。

(1) 屯田兵に応募した動機について

中島 私は翌年徴兵通令に達する年齢であったので、来年になると普通の兵隊にとられる、屯田兵の募集に応じて北海道に行けば土地ももらえるし兵役の義務も果せる、寒い所だからやめると言う人もあったが、北海道に行って開拓してみたい気持で応募した。当時私は県庁の土木課の給仕であったが課長の処へ行ったら、偶々年末多忙の時であったが土木課長と兵事課長とが、北海道の話をしていて。土地ももらえるし家ももらえるとの話だったので兵事係に頼んで見たが、志願の時期が既に遅いと断られた。もっとも私は島根県一番最後の志願であった。さらに頼んで見たが来年にしたらどうだ時期が遅いと断られた。しかしなんとかしてなりたいので、私の村は県庁から二八里もあるが村に帰り、村役場に頼み郡役所に行ったが間に合わぬと叱られた。私は兵事課長に話して来たと言ったら、郡長が係に役場から出した文書に捺印させて、やっと受け付けられた。私の県では一五〇名の志願者があったがその最後であった。

石川 親まかせて来た、自分で進んで来たのではなかった。良いところだから行けど他の人もすすめたし、行けば親も兄弟も安心するからと言うので来た。

前田 私は家族として来たが、親もまだ四十八で元気であったし、兄もあった。

し来たくはなかった。

**進藤** 私は九州のバッテンでして、私の家は内地で非常に貧乏であった。父の代までは相当の農家であったが、父が方針を誤ったので田地畑全部を失ってしまった。それがためにちょうど北海道に屯田兵が募集されているから、父も自分が失敗して困っているのどうか応募してくれと言うので、北海道へ行って一奮発しようと思ひし志願した。検査の結果甲種合格となって採用され移住することにした。さらに募集官大島大尉が来て再検査されて移住が決定した。

**虎谷** 私は家族として移住したが一万五、〇〇〇坪を開拓して立派な農村を創ることを念願として両親にもすすめ、五大家族以上のものが応募資格があったので私の兄を戸主として応募した。一家共同して開拓するし、又兵隊も務められるというので本道開拓の意欲に燃えて移住した。

**寺本** 私の部落(字)から私の村の村長が出ていた。偶々村長が遊びに来て私に土地も少ないのだから屯田兵を今募集しているが行かぬかと親切にすすめ呉れた。私は弟であり土地も少ないので考えてみたが、屯田兵は土地も作り北門の警備にもつくので少し難しいと思ったが、私の隣家だった上山(西九丁目)に土地した)がお前が行くなら俺も行くと言うことになり、村長に話をしたら色々骨折りを頂いて行く事に決めた。徴募官が来て検査の結果合格して来ることになった。

**大崎(栄)** 富山県は応募出来る番でなかったの、隣の石川県に寄留してから来た。

(2) 輸送の状況について

**川村** 私は当時一六歳で内地を立つ以前からすべて親まかせであった。宮城県からは志願者はなかったが、役場からすすめられて来た。ところが出発の時は汽車の出る駅まで七里もあるが、村中の人はもちろん役場からも二人送って来て呉れた。途中盛岡で一泊、青森に来たがここ迄郡役所から送って来た。青森で二、三泊して小樽に行き小樽から空知太迄は箱台車に乗せられたが、昼食等宿屋から出るという風で待遇は良かった。空知太から老人や子供は馬車で迎えられた。私達は元氣良く夕方早く兵屋に入ったので、夜分もさほど淋しくはなかったし心配もなかった。

**進藤** 私は博多港を出帆して浜田港に寄りその附近の人と一緒に、更に青

## 第五章 兵村の制度と活動

森港で岩手地方の人達が乗船、小樽港についた。ここで兵屋番号の抽せんをした。これが実際、運であらうと思うが私は五七〇番地を引いた。そして東十丁目の現在いる五七〇番地が私の宅地として決定したので。小樽から空知太迄当時鉄道があったが、その間を家族とともに無蓋車に揺られて空知太迄輸送された。それで催してくると台車の上から小便をした。これが霧状となって後の人達にかかった。けれども仕方が無い、怒るわけにも行かなかった。十二時頃空知太について江部乙迄歩行でやって来た。

**寺本** 私が村を立ったのは五月の六日ごろだったと思うが、福井市まで四里歩きそれから坂井の港迄十里位を瓦舟で下り夜明けに着いた。船が来るまで三日間ぐらいここで待って乗船した。十一日朝小樽に入港、十二日朝小樽を出発、この日の午後江部乙に到着して寝具などを受け取り、下士官に案内されて自分の番号の兵屋に入った。尚来てから三ないし五日間ぐらい炊き出しをもらった。

(3) 入地当時の模様と開拓の苦心について

**三沢** 御承知の通りストーブというものは無く、兵屋の中に炬が切ってあった。五月だから寒くはなかったが、まだ家のワキには雪があった。熊などは滅多に出なかったが木が大きいので見透しがきかず、一面の立木で山がないところかと思つた。伐木しようと思つたが百姓をした事がなかったので木を切ることも判らず一苦労した。幸に近所の人に教えてもらいやつと木を切ることもでき、さて木を切ってみると山は案外近いところにあるので驚いた。

**虎谷** 入地して開墾にかかると官給品は平鉄で、今と違い丸鉄もなくまるつきり役に立たぬものであり、鋸も小さいので大きい木を切るには両方から挽くという具合で困難は想像以上であった。また履き物もなく素足に草鞋ばきであった。それも藁がないので湿地に行つてアイヌ藁を取って来て作った。道路は形も無く、中隊長監督の下に道路をつけた。割当てられた丈はどうしても造らなければならなかった。

宅地五千坪を早く拓いた人から、優先的に追給地一万坪が与えられた、私のところは中隊で一番目に拓き追給地をもらった。さらにこれを開墾すると一町歩宛貸してくれた。兄は兵隊だから夕方早く宅地に帰らなければならぬので、私たちが残つて八時ごろまで開拓したものだ。

**中島** 私達開拓する時には、夏の一〇〇度以上もある暑い時でもアワセから綿入れの伴天や褌を着たりして働いた。雨の日には腰に火縄をさげた。当時藪の中に小さい黒い虫（ブユ）がたくさんいて体に入り喰付くし、また一つは、マラリヤ蚊が非常に多かった。これにやられて残らずマラリヤにかかり、かからぬ人は無かった。これが恐ろしいので仮装行列のようなことをした。熊蜂もいた。頭には黒いネルの布を二重にかぶった。二重にかぶると蜂にも刺されない。当時モンベは見たこともなかったが、男も女もモンベを穿くと良いと親切に作り方まで教えてくれた人があった。この人は、後で七丁目の内山さんだったことがわかった。

**進藤** ここで一旗挙げようと大いに働いた。当時新十津川に製麻会社があって、その汽笛が、五時半と六時に鳴ったが、必ず六時の汽笛が鳴るまでには、追給地に行っていた。開墾も一生懸命やった。三十一年の大水害に遭い益々困難したが、それもどうやらやりくりして生活して来たが、開墾時代には、すべての物価が高いし家族も多く、食糧に苦しみ粟、玉蜀黍等の粥で頑張った。好きな酒も全然のめなかった。

**大崎** 大木には驚いた。大木を切り倒し、これを六尺から八尺くらいに切り、集めて燃した。そして笹を刈って開墾した。家族全員総出動で、入地の年に宅地五、〇〇坪を開墾した。宅地が終わると、早い人から追給地一萬坪が、より取りでもらえた。入地した年はいたい、馬鈴薯、粟、イナギビを蒔いたが、次年からは大豆小豆も作付した。水害は毎年必ずあった。折角作物が実りかけたころやられた。三十一年の水害は悲惨であった。色々困難に遭ったが、まけずにどんどんやって一萬五、〇〇〇坪を開墾した。もう一つ一番寒かったことだが、吹雪の時は兵屋が悪いので、寝ていると布団の上に雪が溜り、また厳しい寒さの夜は布団の上に白く霜が凍っていた。

**前田** 入地してから一〇年も二〇年も雑穀ばかり食った。市山軍曹が一番恐ろしかった。ちょっとでも寝坊すると「起きろ」と起され「早く宅地を開墾して追給地をもらえ」と怒鳴られた。九丁目の東で熊が出たという話があった。

(4) 道路の状態

**石川** 道路は全く悪かった。駄鞍馬が一俵か二俵つけて運んでいた。したがって運賃は高かったが、道路を直すと怒られた。直すと運賃が安くなるからだ。悪いところは木の割板を敷き、一度通ればあとはどうでも良いというあ

りさまで、次の馬が敷板に足を落して、足を折るようなことも多かった。  
**三沢** 国道はついていたが名ばかりで、兵屋所在地だけは道路があったが、追給地にはなかった。皆が共同事業で造った。馬もおらず、今のように砂利も敷けず、道路の形だけで誠に困難した。

(5) 商店について

**木下** 移住当時には普通の店舗はなかったが、屯田兵の酒保が南と北に各一戸宛あった。

**大崎** 酒保は日用品を販売している程度だった。

(6) 娯楽について

**木下** その当時お盆の行事はほとんどやっていなかった。水害がお盆のころ毎年あるので、のんびりお盆などやっていたら、収穫物が流されてしまう。お正月だけは各家庭で、大勢は集まらなかったが、三人か五人ぐらいで楽しんでものだった。一年中で一番楽しかったのはお正月だった。

**福住** 花札はあったようだが、その他のものはなかったと思う。

**中川原** お正月の御馳走は鶏肉に秋味（鮭）位のものであって、主食は米半分に麦半分ぐらいだった。

**福永** お正月の年始回りも稀にあった。

**藤田** 移住記念日も、そのころは個人で祝ったくらいで、団体ではやった事がなかった。

**虎谷** 秋味はアイヌが穫って我々のところへ売りに来たのだが、小豆二升ぐらいで交換していた。

**大崎** 正月には僅の金を賭けて、宝引が盛んであった。

(7) 作物の収穫と販売について

**島津** 現役時代に一番早く米を作ったのは高田林蔵だと思ふ。中隊長から種籾をもらって来て射的場のところで作っていた。このころの収穫は反当たり二俵か三俵であった。

**大川** 自分で穫った米を一番早く食べたのは、三十年頃だったと思う。一石七円で売った記憶がある。

**早弓** 小豆は一石三円五〇銭で、滝川まで持って行って売った。

**白杵** 一年間に収穫して売上する金額が、だいたい二〇〇円前後であった。

(8) 家畜の導入について

川村 馬は二十九年に、滝川の馬喰が五〇頭ほど入れたのが初めてであった。

牛を入れたのは、西十一丁目の大橋が早かった。日露戦争後だったから明治四十年ごろだと思うが、牝を一頭入れたが運がよくて二頭生み、それから段々と増殖して行った。

#### (9) 隣組について

石川 当時は別に隣組とか、部落会はなかった。

島津 当時五戸に一つとか七戸に一つとかの割で、井戸が掘ってあったし、風呂もあった。それが一つの組になっていて、今の隣組のような役割を果していた。

#### (10) 冠婚葬祭について

中島 縁談は今と変わりが無い。やはり仲人がおった。

進藤 結婚については誠に質素なものであった。柳行李一つも持って行けば最上のものであった。

川村 当時結納金は、普通五円ぐらいであった。結納金を一五円出して大評判になった人があったが、その代わり赤塗りの箆笥を持って来たが、これまた大評判であった。

大崎 披露宴の御馳走も田舎の事で大した事もなく、簡単な折詰か御菓子が出物に出る程度のものであったが、酒は随分あったので、晩の九時ごろから始めて、夜明けの五時ごろまで続いた。

木下 死亡した時の通夜や葬式は、今とあまり変わりがなかったと思う。

三沢 坊さんは現役の当時から付いて来ていた。光明寺がそれだった。

関川 当時は埋葬が多かったと思うが、火葬の場合は、火葬場がないので、組の者が行って隠亡さんの代わりをやって野焼きにした。

#### (11) 現役当時の軍務について

中島 移住当時の訓練は、内地の兵隊と別に変わりはなかった。朝七時に練兵場に集合して、お昼ごろまで練兵だった。一時か一時半ごろ家に帰ってすぐ軍装を解き、農服と着替えて開墾に従事した。また、そのころは毎日たいがい共同作業があった。六月から日清戦争が始まったので、練兵は非常にきびしくやるようになった。二十八年の三月四日に従軍の命令が下った。そして十四日の午前十一時に練兵場に集合して出発したが、練兵場にある決死の標は、その前日日暮れ迄かかって、東十丁目の奥から搬出して来て樹てたもの

だった。出征する途中は、どの駅でも、真夜中でも盛に見送りしてくれた。これは今でも忘れられない思い出である。

#### (12) 留守家族の苦勞について

大崎 屯田兵四〇〇戸の戸主がほとんど出征してしまつて、残ったのはわずか十人余りであつたと思う。家内と子供ばかりの所が大半であつた。従つて色々不安の点が多かつたので、我々は治安の維持だとか、その他の保護又は援護に努めなければならなかつた。そこで各給養班毎に小屋を建てて青年が集まり、夜警をして安全を期した。

#### (13) 分村当時のことについて

三沢 滝川に戸長制度が布かれて、江部乙はその制度下にあつた。その後村会ができて、議員一二人のうち六名が江部乙から出ていた。その次の選挙の時に五名になった。江部乙が滝川から分離したいという主なる原因は、滝川は屯田兵として移住して来た人たちも土族ばかりだし、江部乙はそうでないので、滝川には物のわかつた人が多いし、江部乙は聊か劣るようだから、すべての点で理屈が悪いという事と、江部乙には村有財産がたくさんあるから、これを守って行けばやって行ける場所であつた。

そこで私の親爺や佐藤一之助さんらが、分村委員になって、支庁長に交渉した。ところが支庁では、あの小さい村では、運営ができるものでないと認可して呉れない。もともとその当時十五丁目が音江村との境界線であつた。

その時皆で相談して、共有財産を村へ寄付したのであつた。尚分村の時に始めは滝川で反対もあつたが、そう無茶な反対はなかつた。

#### (14) 熊に遭つた話

島津 現役時代の事だったが、十三丁目の沼の向こう側に、風呂組の者が五人で、丸木に乗って渡って行った。すると葭の中に生々しい熊の歩いた足跡がある。しかも足跡の水がまだ濁っている。これはテッキリまだ近くに熊がいるに違いないと、足跡をつけて行くと、立木のある所で足跡がなくなっている。これは変だが木に登って見たら見えると思つて私が木に登った。ところがすぐ傍に熊がいたと見えて、木に登つたのを見ていきなり下にいる者に向かって来た。みんな度肝を抜かれて喫驚して逃げたが、熊も驚いて逃げてくれたので助かつた。驚いたものだから慌ててしまい、一同道路に出るのに全く閉口して青くなつた。

虎谷 追給地を開き終わり、学田を開墾していたころのこと、ちょうど秋の祭典の三日ぐらい前だったと思うが、開墾のため学田に泊っていて、馬も一頭置いてあった。兄が朝やって来て、昨夕宅地に帰る途中で熊に遭った。木の

株に前足をかけていた。馬は大事にしないと危険だと注意された。しかし半信半疑だった。その日菜種の蒔付けを終わり、午後八時ごろ兄と二人馬で宅地に帰る途中、十六丁目の今の川島さんの付近までくると、そこに大きなイタヤの木があったが、その木の手前一五間ほどのところで二頭の馬が止って、大きな息をして進まない。今朝聞いたことでもあるし、これはきつとオヤジ（熊）が出たに違いないとよく見ると、熊がイタヤの木に登って二の枝に前足をかけて、こちらを睨んでいる。全く喫驚した。五分位すると、熊が飛降りて笹の中に据った。逃げるかと思うとなかなか逃げずに暫く据っていたが、その内一〇分ぐらいしてから北の方に向かって立ち去ったが、この時は四足で歩くのでなく後足で立って歩いて行った。熊は余程力のあるものと見えて、熊の通った跡を後で検べてみると、笹藪の中の葡萄かずらがみんな切れていた。

△江部乙町史△

滝川屯田移住記念碑 屯田兵名を永遠に残しその事蹟を讃え伝えるために、大正末期に至り屯田移住記念碑を建立しようとの気運が盛りあがった。

移住記念碑建設方発起委員が置かれ、委員長に町長渡辺祐次、委員に西川民之助、徳光鶴之進、太田実、河内重吉、河内菊之丞、長井愛之助、宗内知広、松野尾元明、榊田喜次郎、赤川安太郎がなつて建設を進めることになり、大正十四年五月滝川神社境内に建立の運びとなった。碑の題字は永山武敏男爵（第二代北海道庁長官永山武四郎の長男）の書になり、礎石の正面に「滝川兵村開創記念碑銘」の銅板がはめられ、左右及び裏面に屯田兵氏名四四〇人が刻まれた銅板がある。

碑名の撰者は山形県出身森太郎人一等軍曹で、書は山口県出身の

宗内知広である。鑄は長谷川喜内（山形県出身）といわれる。

碑題 滝川屯田移住記念碑

男爵 永山 武敏書

滝川兵村開創記念碑銘

夫足食足兵立国之大本拓地殖産厚生之要道也当年廟議布屯田制于北海道以凶兵農兩全良有以哉我滝川之為地西扼石狩河東隔室知川控赤平諸邑土壤豐沃占石狩平原之枢区故自明治廿二年越年廿三年移奈良山口山形福岡熊本佐賀鹿児島七県在土籍者四百四十戸編成二箇中隊謂南北兵村戶給地壹方五千坪糧食及一切農具種子以就兵農次年與小学校以教子弟明治廿八年日清役奉令東上護衛禁闕明治廿七八年從日露大軍奮戰滿蒙北韓之野致死者數人能全其任而還焉大正六年大興水利土功五閏歲而成功費六十萬円灌溉二千町步變斥鹵為水田欄種糧々家給人足顯吾曹聖家婦兵農之初所賜地乃荆棘莽々惡木參天加以瘴癘氣襲人急墾力耕辛楚具嘗而後糞莽々者尺化為糧々雖因聖明余沢霑北陬抑亦可知創業者先難後得而有成幾庶足以鑄石伝不朽乎銘日

執統把鋤其勞非一新開率土致力王室刻苦卅年後嗣勿佚  
大正十四年五月吉日

從七位 森 太郎人 撰  
宗内 知広 書

建設委員長 町長 渡辺 祐次

建設委員 西川民之助

徳光鶴之進

太田 実

河内 重吉

河内菊之丞

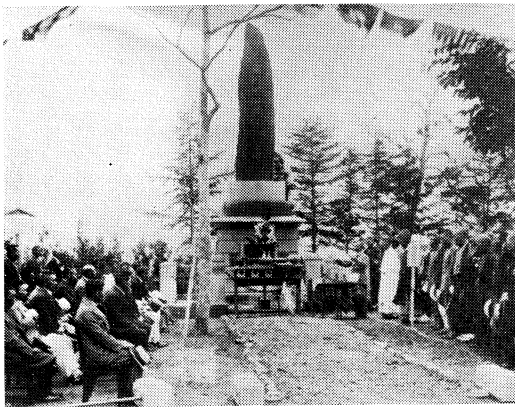
長井愛之助

宗内 知広

松野尾元明

榊田喜次郎

赤川安太郎



滝川屯田移住記念碑

それ食足り兵足るは立国の大本、拓地殖産厚生之要道なり。当年廟議屯田制を北海道にしきて、以て兵農兩全を図るは良く有りわが滝川の地たる西石狩河を扼

し、東空知川を隔てて赤平の諸邑を控う。土壌豊沃石狩平原の枢区を占む。

故に明治二十二年より年を越して二十三年、奈良・山口・山形・福岡・熊本・佐賀・鹿児島七県、土籍ある者四百四十戸、二箇中隊に編成し南北兵村といふ。戸地壹万五千坪、糧食及び一切の農具種子を給し、以て兵農に就く。次年小学校を興し以て子弟を教える。明治二十八年日清の役には令を奉じて東上し、禁闕（注 御所の御門）を護衛し明治三十七八年日露の大軍に従い、滿蒙北韓の野に奮戦し、死を致す者数人、能く其の任を全うして還りぬ。大正六年大いに水利土功を興し五閼歳（注 五年を経て）にして成功す。費六十万円灌漑二千町歩斥鹵（注 塩気ある不毛の地）を変じて水田となし、糧種（注 稲）穰々家給し人足る。顧みて吾曹挈家（注 我が友は家をあげて）兵農に帰するの初め、地を賜う所、すなわち荊棘莽々 悪木天にみち 加うるに瘴癘氣（注 山川の毒気による熱病）人を襲い急墾力耕辛楚つぶさに嘗む 而して後 曩に莽々たる者 ことごとく穰々と為すに化す 聖明の余沢北陬（注 北の隅）を霑おすに因ると雖も 抑も又創業者先ず難じ後に成す有り得たるを知る可し 庶幾くは鑿石を以て不朽に伝うるに足らんか銘に曰く

銚を執り鋤を把つて其勞一に非ず 新に率土を開き力を王室に致す 刻苦三  
十年後嗣 佚す勿れ

大正十四年五月吉日

從七位 森 太郎人 撰  
宗内 知広 書

### 滝川屯田兵遺徳顕彰会

滝川の開拓は滝川屯田兵の移住により行われた。隣家も見えない千古斧鉞の原始林を切開き、美田と化した滝川の発展に後継者は滝川屯田兵の移住を記念し、末永くその治績を伝え、郷土滝川の発展に寄与していく自覚を強め、子々孫々まで開拓魂を伝えることが後継者としての勤めではないかということになった。酒井信高を中心と同志の者が集まり、昭和三十三年三月十日「滝川屯田兵移住者遺徳会」が設立された。

### 第五章 兵村の制度と活動



滝川屯田二世座談会参集者

本会の事務所を滝川神社社務所内に置き、会員は滝川屯田兵に関係のある家族を正会員とし、会の趣旨に賛同する者を賛助会員とすることにし、会の事業は次のとおりとした。設立時会員数一一四名。

- 1 滝川屯田兵移住日を記念日と定め（七月）毎年記念式を行う
- 2 滝川屯田兵関係物故者の慰霊の祭典を執行しこれが顕彰を行う
- 3 存命する屯田兵及びその配偶者を

を招きその労苦を勞う

- 4 拡ぐ屯田兵の治績を調査集録し以てこれを後世子孫に伝う
- 5 会員の福利増進に寄与するとともに会員相互の親睦を図る
- 6 その他本会において適切な事業と認める事項

とした。たまたま、この年七月一日に滝川が市制施行され、市の開基記念日を七月一日に決定されたことにより、本会の移住記念日記念式も同日に決定をみて、毎年滝川神社境内で記念式を行うようになった。

その後、会の名称も屯田兵の遺徳を顕彰するということで遺徳顕彰会といつとはなしによばれるようになり、ついに昭和五十二年十二月からは会則を変更して、「滝川屯田兵遺徳顕彰会」とした。

大きな事業としては昭和五十四年春、滝川斎苑の前庭に市の花であるツツジを多数植樹して「ツツジ園」を造成し、同年の市開基八

十九周年記念式典において市長から感謝状を受けた。  
現在の会員名は次のとおりである(昭和五十四年末現在)。

滝川市在住者会員名

森脇キヨシ 田村チヨ 井手清 小坂健三 齊藤トメヨ 森村ノシ 鶴島好己  
中島鉄之助 志釜哲 稲垣照夫 野崎登 倉増正生 南ハル 増田勝 金子ウ  
メ 中村猪二 野田アサノ 赤川昌穂 猪口英之助 辻奥隆敏 内野竜雄 鈴  
木友治 稲葉ミツエ 本間フミ 福田ミツ 田村ユキエ 平野政雄 中村正直  
堀田武司 尾崎正 榊田正 染谷幸良 桑原チヨ 市川松治 松田一男 藤山  
幾男 平林平 白水務 佐原敏 佐藤政雄 棚井清一 小野安太郎 御園生清  
原田政雄 田垣義弘 御園生正 池田留男 有馬トキ 染谷幸常 続木小春  
見沢照雄 西川正哉 深田キクエ 山田宇一 野中ソノ 石黒貞一 古瀬忠三  
郎 野村モト 山田秀雄 二葉孝雄 尾崎カズエ 佐藤正敏 河内清子 佐藤  
文弥 河内文男 中村武男 菅原朝吉 吉田アサエ 鈴木和氣行 河内清子

滝川市外在住者会員名

牟田三省 田村末雄 中村末雄 浜田はるの 中島タキノ(以上札幌市) 高  
橋永 松尾清(以上旭川市) 泉谷広(江別市) 染谷幸昭 金川トヨ 富樫  
ミネ(以上早来町) 岡部一郎(岩見沢市) 市来秀雄(苫小牧市) 北野幸  
藏(赤平市) 川瀬富雄(清水町) 中島直次(砂川市) 以上全会員数八五  
名。

歴代会長

就任年月

就任年月

初代 酒井 信高 昭和三・三

二代 白水 務 昭和五・三(現)

江部乙屯田親交会

原始林を体当たりで開拓して農郷江部乙を建

設した屯田兵も、開基六十八年の昭和三十六年には現存者も老境に  
達し、わずか十数名となっていました。

後継者としては屯田の偉業を末永く讃え、さらに開拓精神を高揚  
して江部乙の名声を高めようとの自覚が後継者間に生じた。

進藤正雄、梅野種勝、吉田精一が発起人となり、昭和三十六年五

月六日同志が集まり親睦の会を開催することになり、同月八日町内  
屯田二世四三名の参集を得て「江部乙屯田親交会」が設立された。

会の事業としては次のとおりとし、会員は江部乙町在住の屯田兵  
の後継者とし、会に賛同する者を準会員とすることにした。

- 1 屯田兵の遺跡、遺品等の保存に務めかつこれに関連する事業
- 2 屯田兵物故者の慰霊、現存者の慰安
- 3 会員相互の親睦

その他必要な事業を行うこととして、以後毎年総会を開き親睦を  
深めている。なお滝川市と合併以後総会日は五月五日となってい  
る。

本会事業の主なもの昭和三十八年に江部乙町体育館の完成後に  
会員から屯田兵遺品を集め、その一室に陳列室を設けた。また、屯  
田兵屋の模型作成に協力完成させた(注 現在は郷土館へ移管してある)。

同年に屯田公園の楡の木枯死跡  
に新たに楡の木移植をして、毎年  
夏期に同公園の草刈整備を続けて  
いる。

昭和四十年には遺跡の標示とし  
て練兵場跡、射撃場跡、本部跡に  
札幌軟石をもって石標を建てた。  
昭和五十四年現在の会員名は次の  
とおりである。



江部乙屯田二世座談会

堀惠 石川政吉 三笠岩藏 三笠高雄 木下藤吉 寺崎政朝 今井太一 村野  
 輝夫 三沢了三 野並恒造 進藤正雄 岩橋賢 前田春市 山腋庸弘 山越  
 正雄 藤田利雄 長井虎雄 福永昇 一木善二 津留崎栄 東藤義雄 鈴木和  
 一 石川正吉 佐々木芳一 小橋澄夫 本吉武雄 大崎信吉 梅野種勝 北山  
 季武 千田義雄 中山克巳 本元重人 田野茂 黒田実 吉田恵 佐々原寛  
 木下信男 浮穴亀吉 石本義雄 寺本正次郎 吉田堅治 白杵増夫 山本孝二  
 吉沢省二 早弓房松 津留崎禎之 島津実 石川重雄 山崎国夫 越智弘光  
 森本幹夫 三好定一 榎木伊和二 吉沢淳 池下肇 山越正吉 安藤柳一 山  
 本三郎 石橋栄

歴代会長

初代	吉田精一	昭和	就任
二代	藤正雄	同	完
三代	一木善二	同	翌
—————			
四代	北山季武	昭和	就任
五代	藤田利雄	同	翌

